

国土交通行政に係わる 最近の動向について

令和元年9月19日
国土交通省 四国地方整備局
技術調整管理官 山田 敬二

目次

1. 建設業を取り巻く様々な課題について

- ・建設会社の現状について
- ・建設労働者の高齢化について
- ・建設労働者の労働時間と賃金について

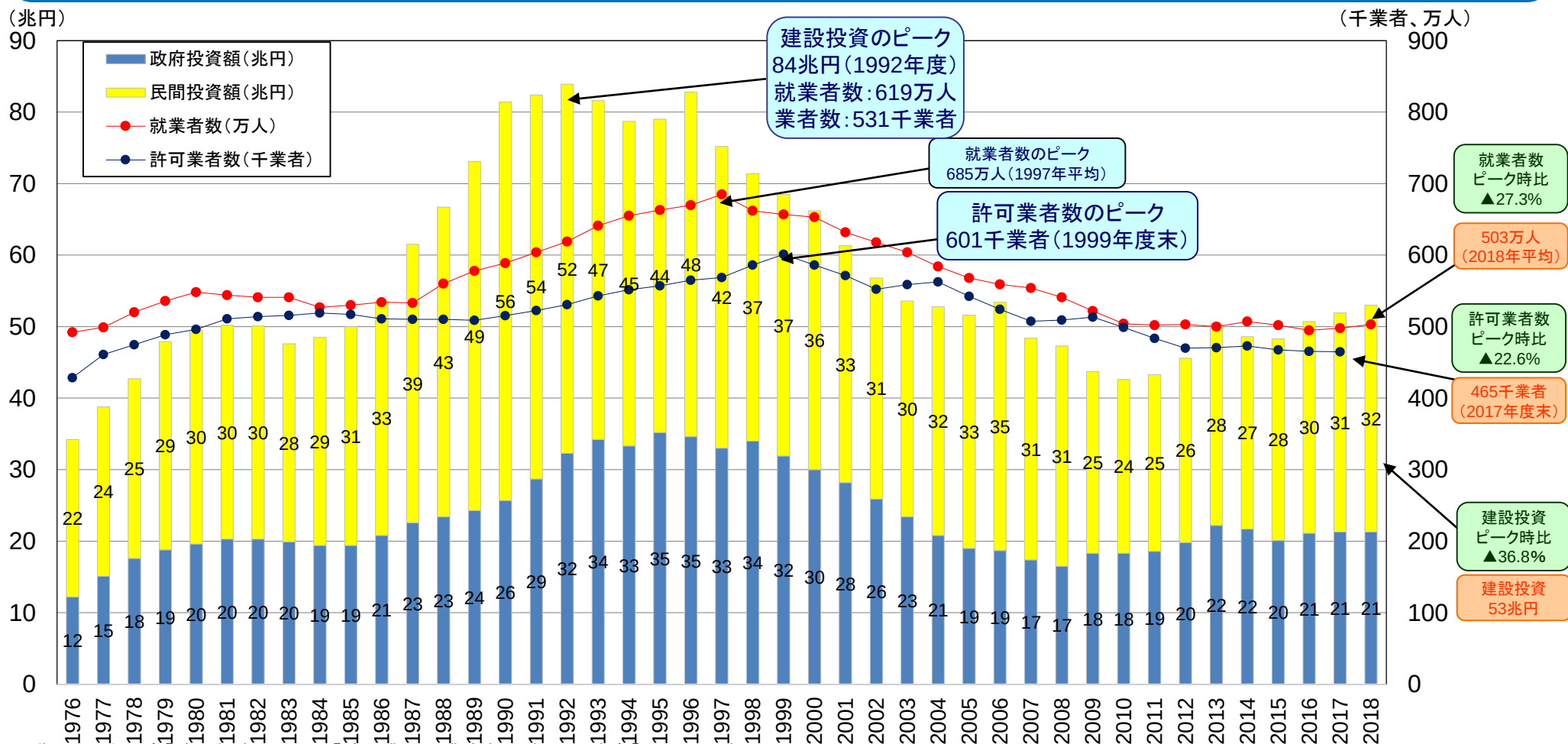
2. 様々な課題への取り組み

- ・新・担い手3法について
- ・令和元年度 総合評価落札方式に係る実施方針
- ・労務単価改正への取り組み
- ・週休二日普及に向けた取り組み
- ・適切な予定価格積算への取り組み
- ・工事発注平準化への取り組み
- ・生産性向上を目指した各種取り組み
- ・工事関係書類等の適正化指針(案)

建設会社の現状について

建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額はピーク時の1992年度：約84兆円から2010年度：約43兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、2018年度は約53兆円となる見通し（ピーク時から約37%減）。
- 建設業者数（2017年度末）は約46万業者で、ピーク時（1999年度末）から約23%減。
- 建設業就業者数（2018年平均）は503万人で、ピーク時（1997年平均）から約27%減。



出典：国土交通省「建設投資見通し」、「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」

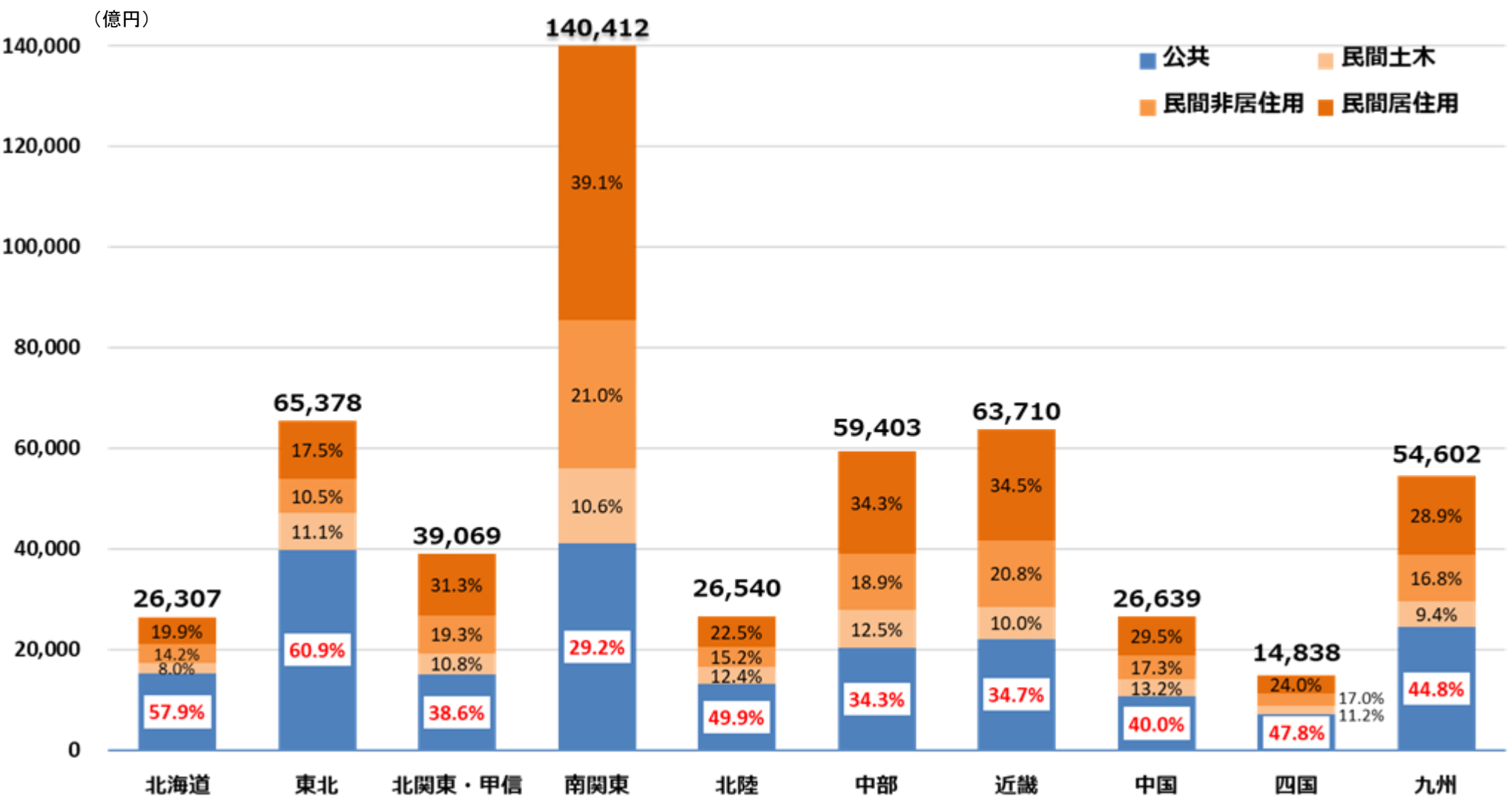
注1 投資額については2015年度まで実績、2016年度・2017年度は見込み、2018年度は見通し

注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

注3 就業者数は年平均。2011年は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を補完推計した値について2010年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

地域別の建設工事の内訳

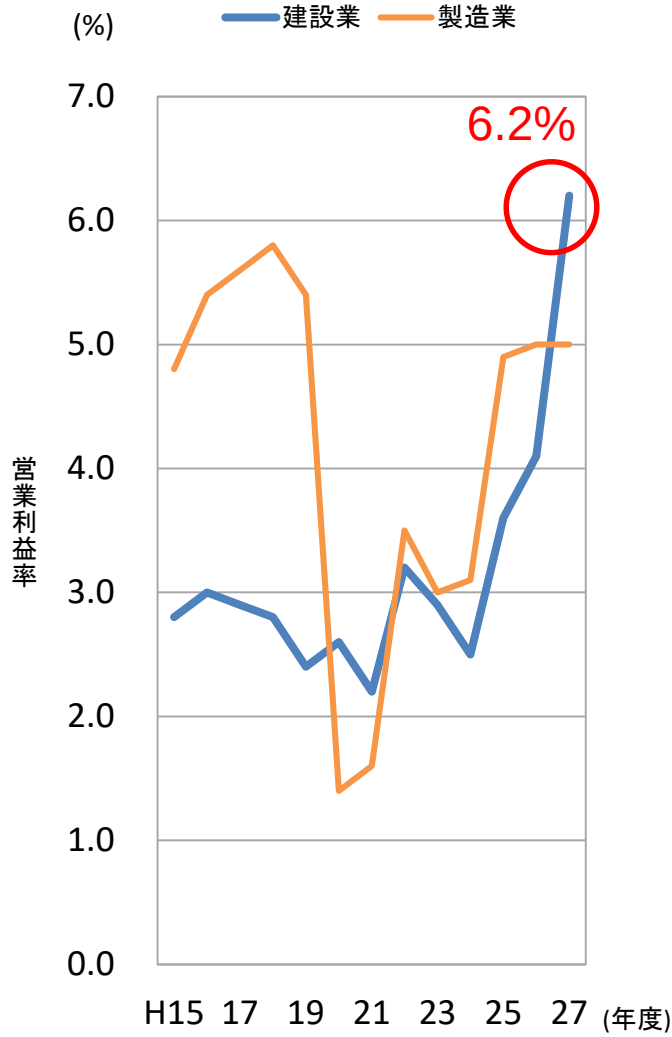
○ 地方部では、都市部に比べ建設工事に占める公共工事の割合が高い傾向



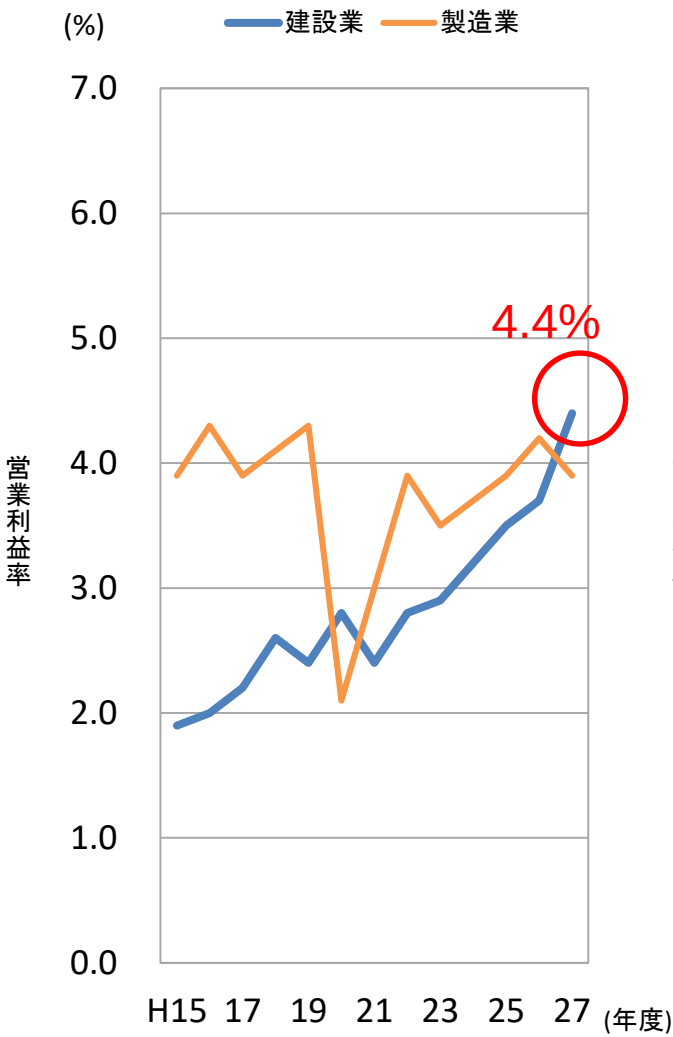
出典:国土交通省「建設総合統計 出来高ベース」(平成28年度)

企業規模別の建設業の売上高営業利益率の推移

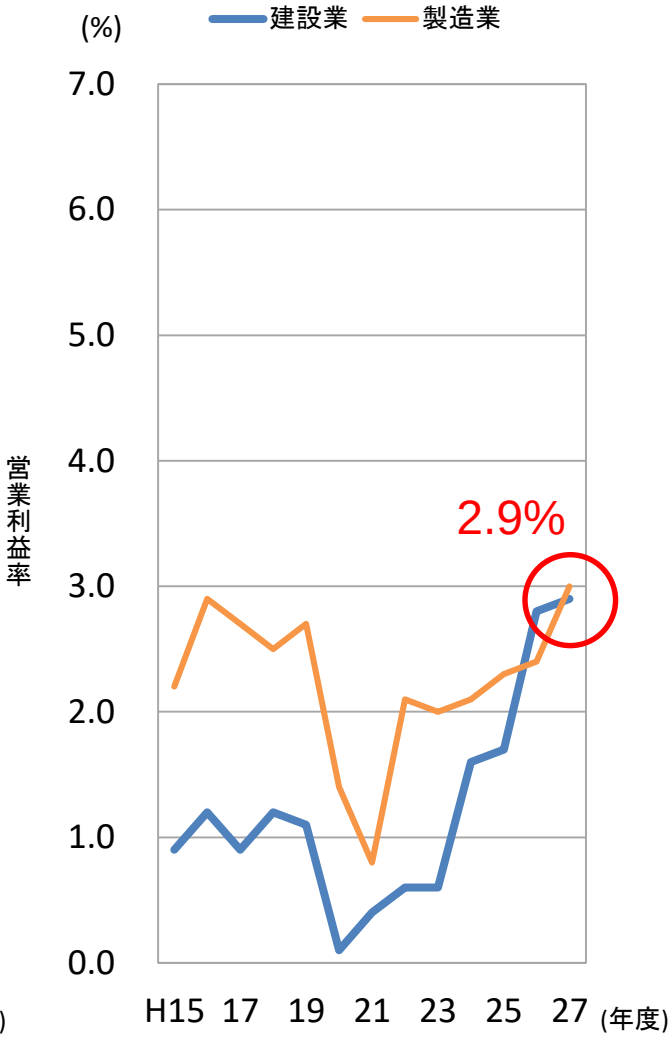
大企業
(資本金10億円以上)



中堅企業
(資本金1億円以上10億円未満)



中小企業
(資本金1億円未満)



出所：財務省「法人企業統計」

営業利益率 = (売上高 - 売上原価 - 一般販売管理費) ÷ 売上高

(※) 一般販売管理費：役員や本社職員等の給与、福利厚生費、事務費、広報宣伝費、賃料、償却費、租税公課等

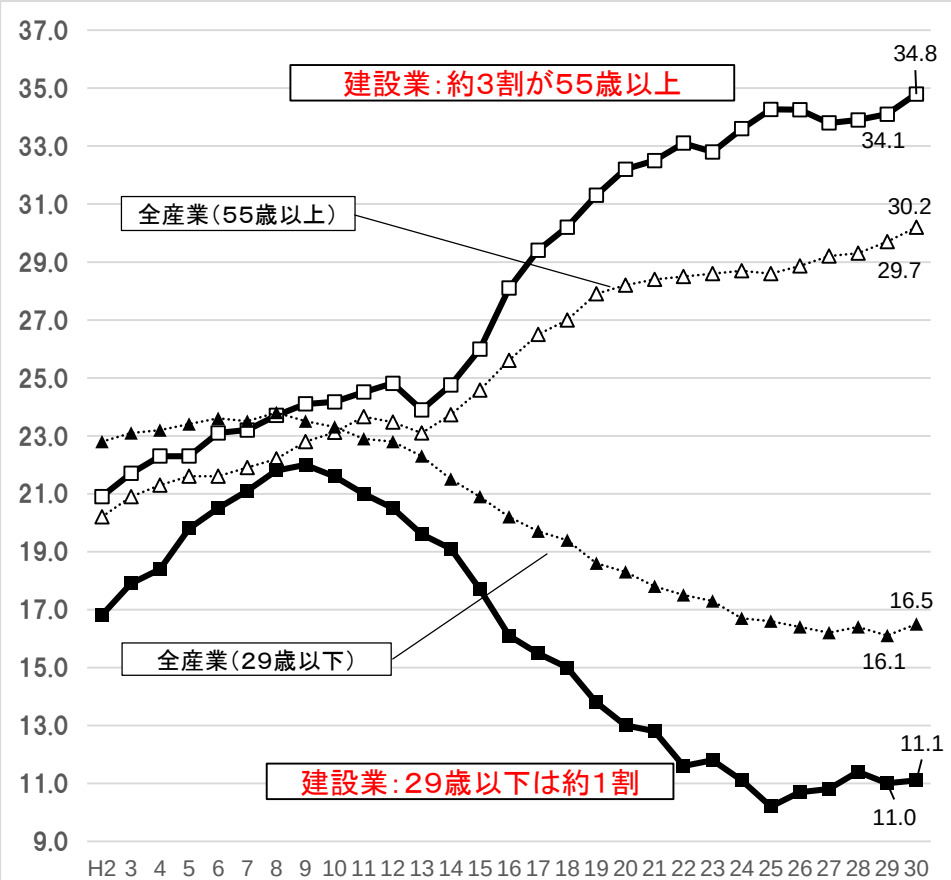
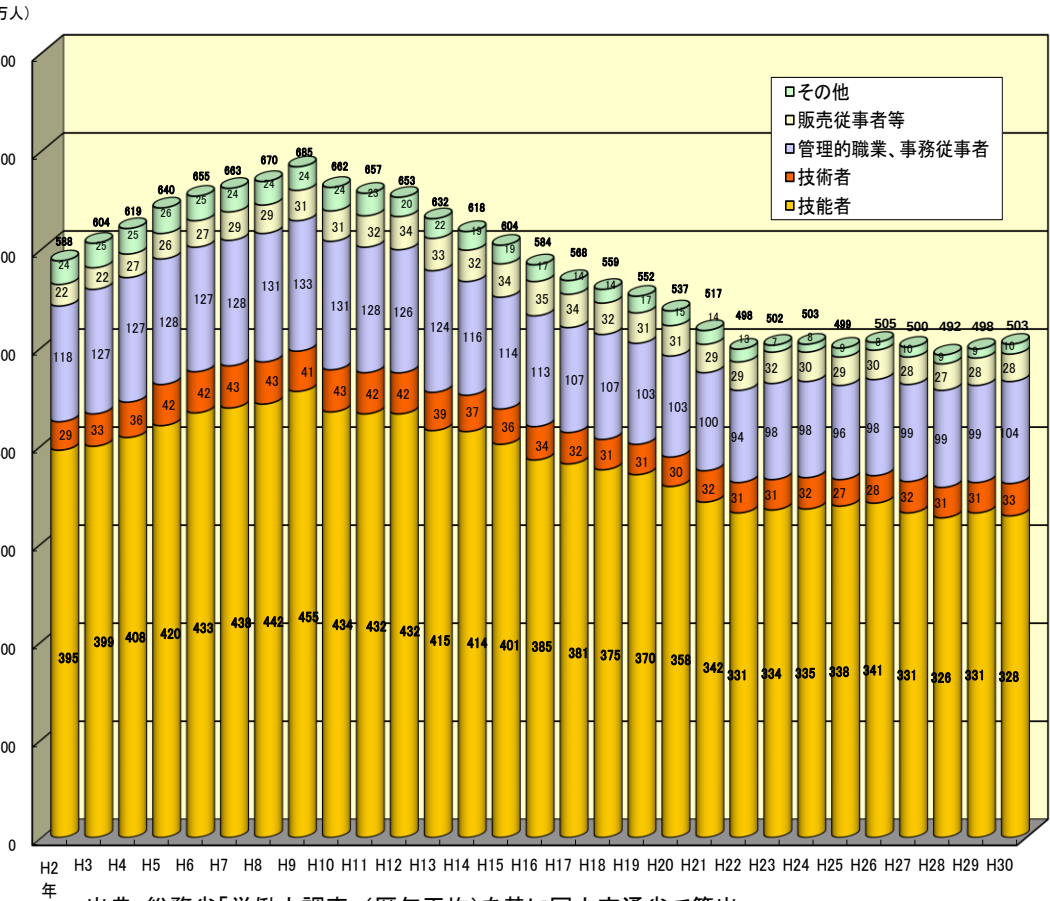
建設労働者の高齢化について

技能者等の推移

- 建設業就業者： 685万人(H9) → 498万人(H22) → 503万人(H30)
- 技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 33万人(H30)
- 技能者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 328万人(H30)

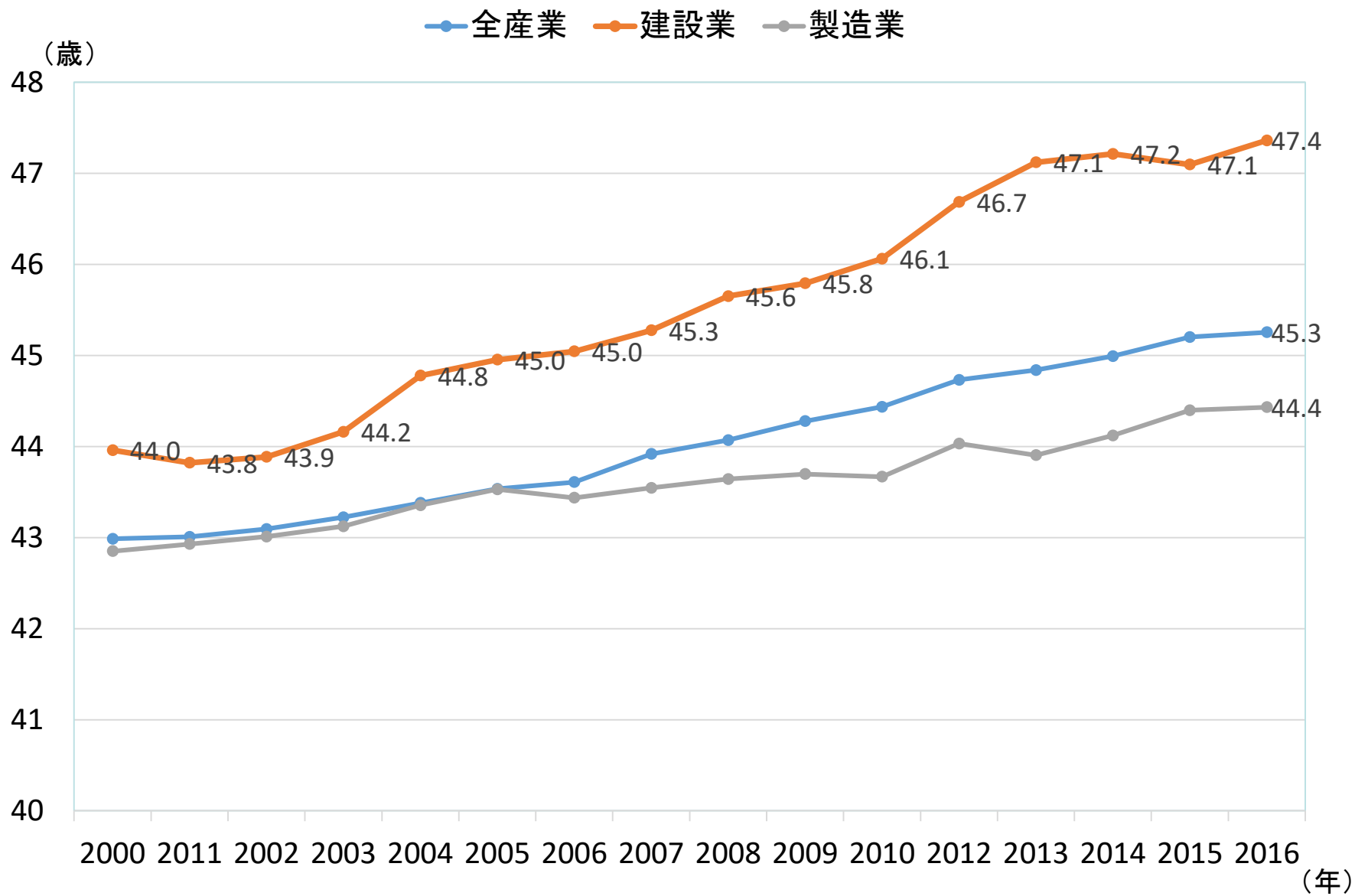
建設業就業者の高齢化の進行

- 建設業就業者は、55歳以上が約35%、29歳以下が約11%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
※実数ベースでは、建設業就業者数のうち平成29年と比較して55歳以上が約5万人増加、29歳以下は約1万人増加。



出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出
(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値)

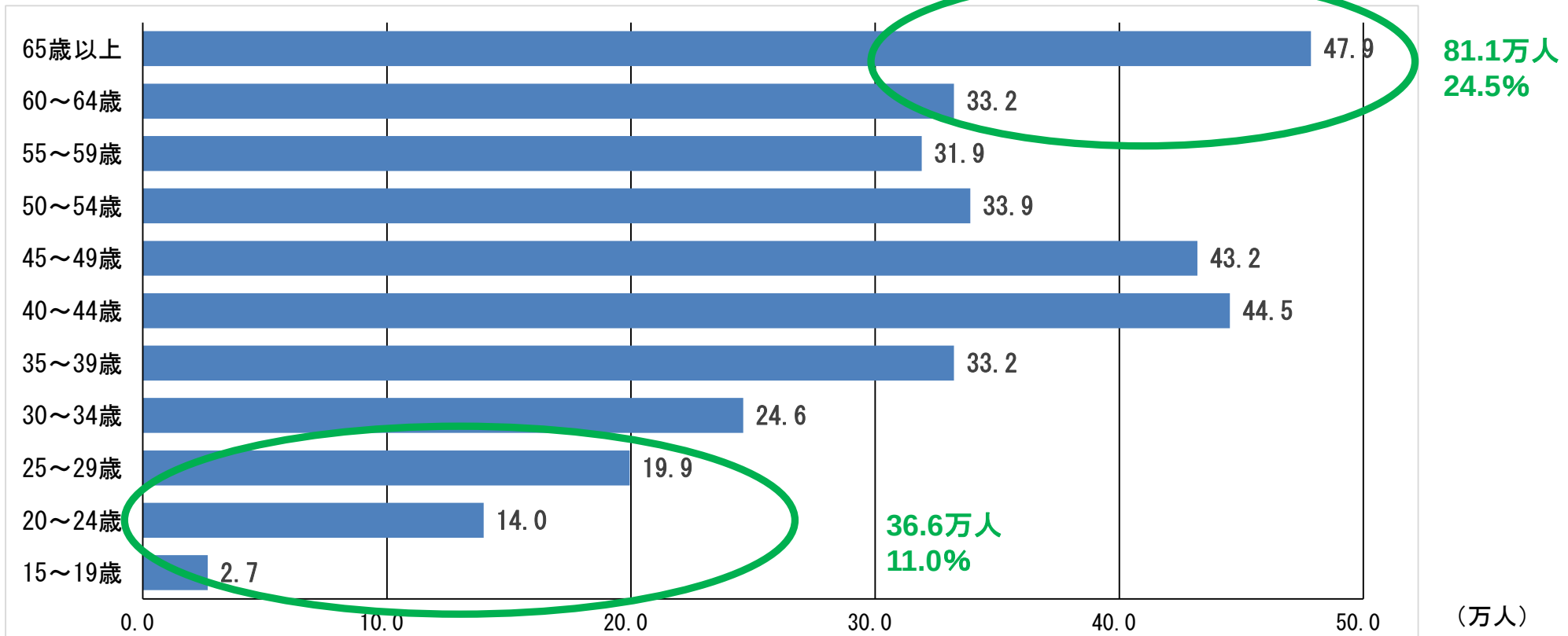
出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出



年齢階層別の建設技能者数

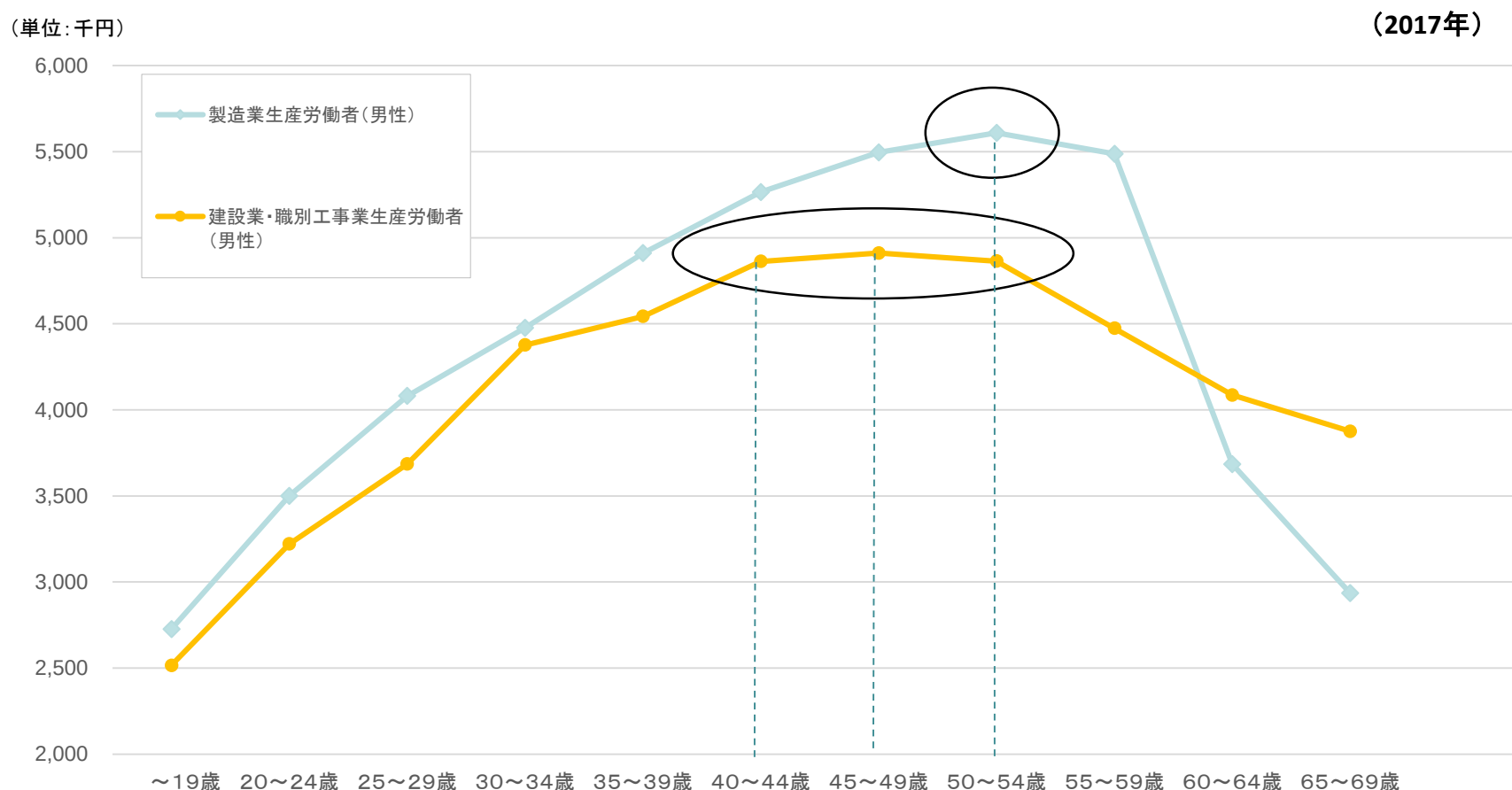
- 60歳以上の技能者は全体の約4分の1を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれる
- これからの建設業を支える29歳以下の割合は全体の約10%程度。若年入職者の確保・育成が喫緊の課題

(年齢階層)



建設労働者の賃金等について

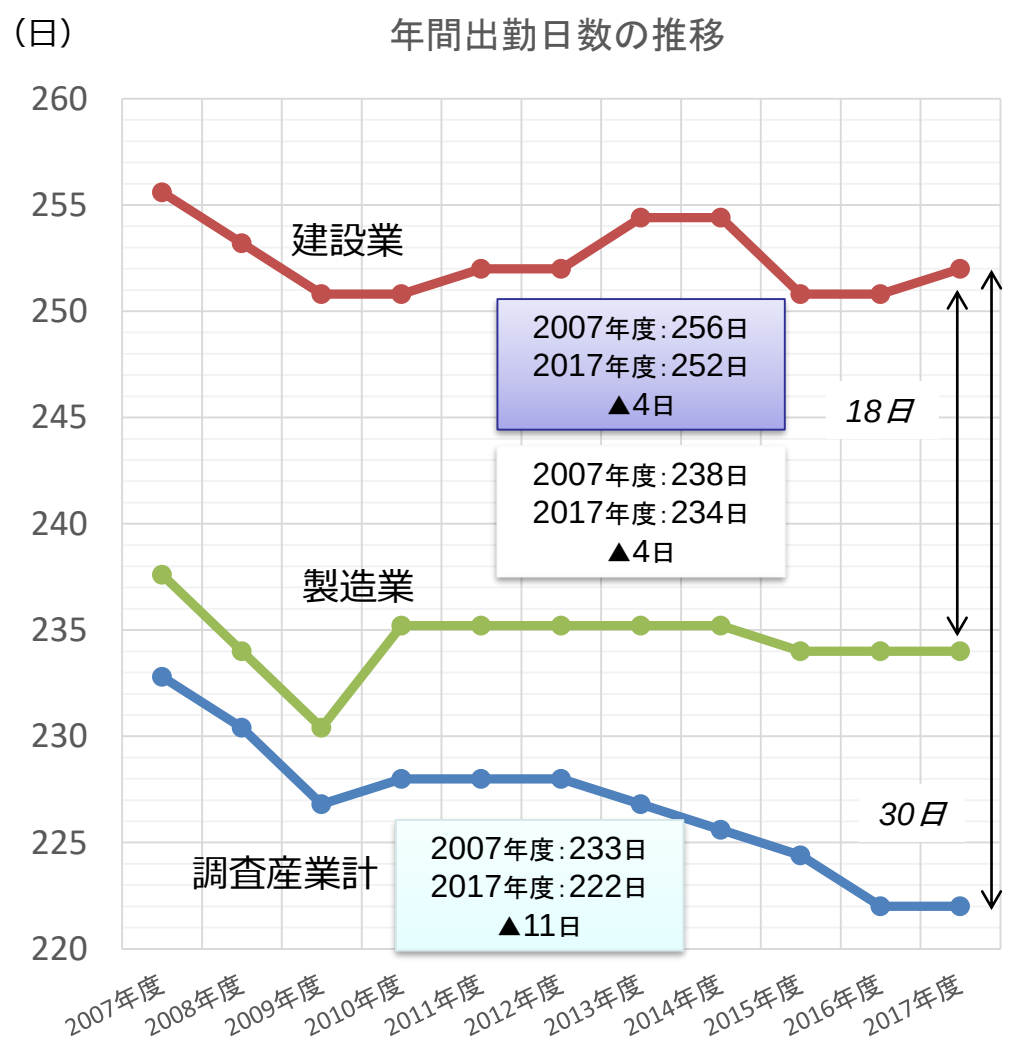
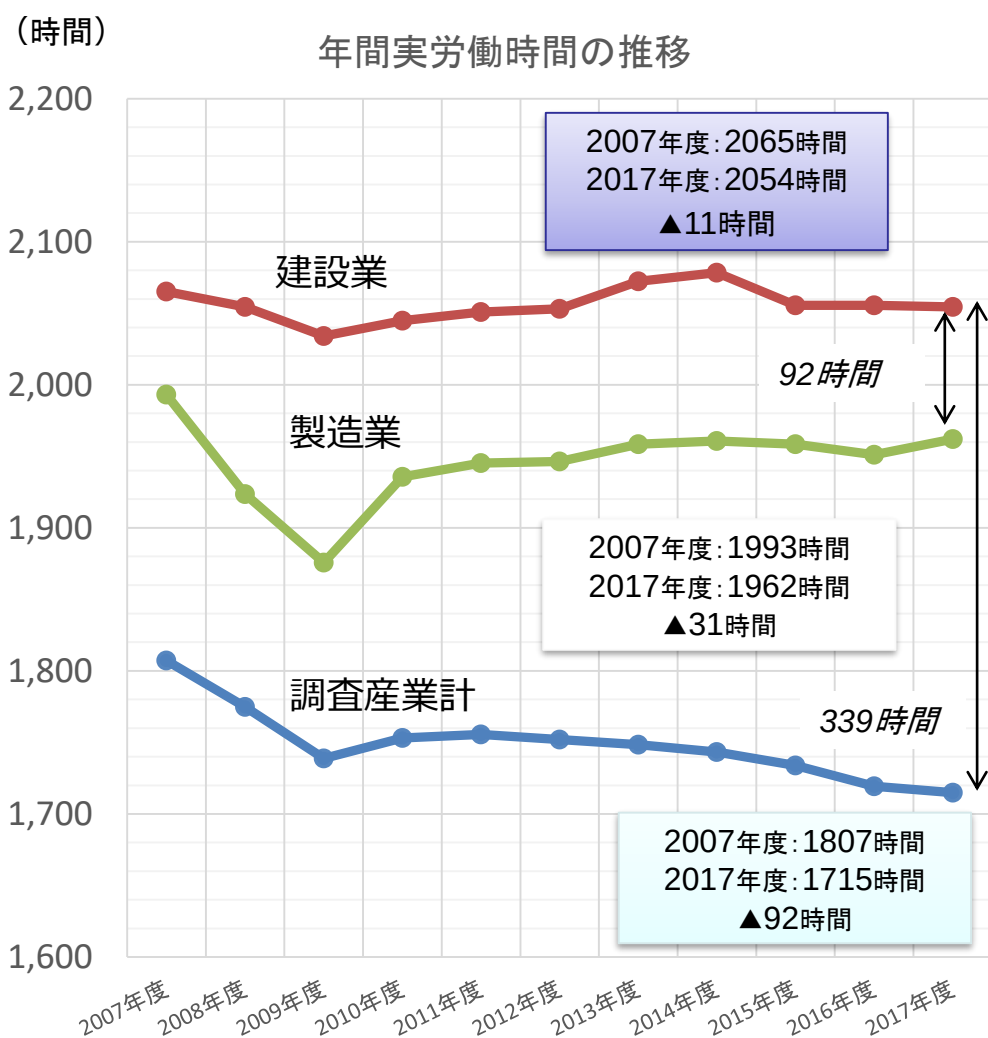
- 製造業の賃金のピークは50～54歳であることに対し、建設業の賃金ピークは45～49歳。
- 賃金カーブのピーク時期が製造業よりも早く到来する傾向があり、40代前半でピークの水準に到達していることから、現場の管理、後進の指導等のスキルが評価されていない可能性。



出典: 平成29年賃金構造基本統計調査

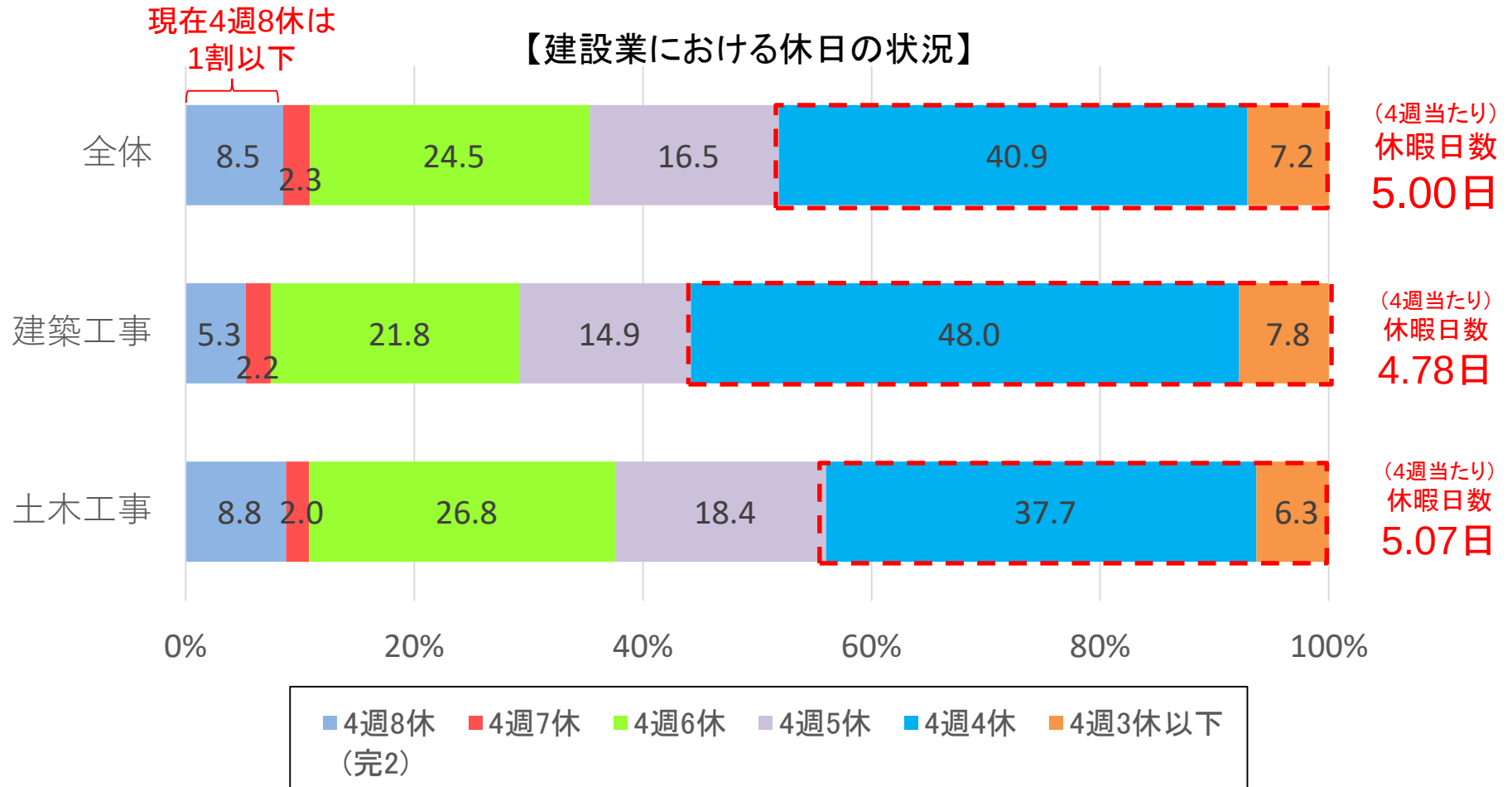
実労働時間及び出勤日数の推移（建設業と他産業の比較）

○ 年間の総実労働時間については、他産業と比べて300時間以上（約2割）長い。また、10年前と比べると、全産業では約92時間減少しているものの、建設業はほぼ横ばい（約11時間の減少）であり、大幅な改善は見られない。



建設業における技術者の休日の状況

- 建設工事全体では、約半数が4週4休以下で就業している状況。



【注】

※建設工事全体には、建築工事、土木工事の他にリニューアル工事等が含まれる。 出典：日建協「2017時短アンケート(速報)」を基に作成
※日建協の組合員の技術者等を対象にアンケート調査。

建設業における時間外労働規制の見直し(働き方改革関連法)

	現行規制	見直しの内容「働き方改革関連法」(平成30年6月成立)
原則	《労働基準法で法定》 (1) 1日8時間・1週間 40時間 (2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能 (3) <u>災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能</u>(労基法33条)	《同左》 罰則:雇用主に 6か月以下の懲役 又は 30万円以下の罰金
↓ 36協定の 限度	《厚生労働大臣告示:強制力なし》 (1) ・原則、月 45時間 かつ 年 360時間 ・ ただし、臨時的で特別な事情がある場合、延長に上限なし (年6か月まで)(特別条項) (2) ・<u>建設の事業は、(1)の適用を除外</u>	《労働基準法改正により法定:罰則付き》 (1) ・原則、月 45時間 かつ 年 360時間 ・<u>特別条項でも上回ることの出来ない時間外労働時間を設定</u> ① 年 720時間(月平均60時間) ② 年 720時間の範囲内で、<u>一時的に事務量が増加する場合にも上回ることの出来ない上限を設定</u> a.2～6ヶ月の平均でいずれも 80時間以内(休日出勤を含む) b.単月 100時間未満(休日出勤を含む) c.原則(月 45時間)を上回る月は年6回を上限 (2) 建設業の取り扱い ・施行後5年間 現行制度を適用 ・<u>施行後5年以降 一般則を適用。ただし、災害からの復旧・復興については、上記(1)②a.b.は適用しない(※)が、将来的には一般則の適用を目指す。</u> ※労基法33条は事前に予測できない災害などに限定されているため、復旧・復興の場合でも臨時の必要性がない場合は対象とならない

※ 発注者を含めた関係者で構成する協議会の設置など長時間労働是正に向けた必要な環境整備を推進

新・担い手3法について

新・担い手3法

新・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）について

平成26年に、公共工事品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手3法の改正（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正
i-Constructionの推進等による生産性の向上

新たな課題に対応し、
5年間の成果をさらに充実する
新・担い手3法改正を実施

担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根拠
価格のダンピング対策の強化
建設業の就業者数の減少に歯止め

建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～ <政府提出法案>

○工期の適正化

- ・中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
- ・著しく短い工期による請負契約の締結を禁止（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表）
- ・公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法>

○現場の処遇改善

- ・社会保険の加入を許可要件化
- ・下請代金のうち、労務費相当については現金払い

働き方改革の推進

○技術者に関する規制の合理化

- ・監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認
- ・主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要

生産性向上への取組

○災害時における建設業者団体の責務の追加

- ・建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化

○持続可能な事業環境の確保

- ・経営管理責任者に関する規制を合理化
- ・建設業の許可に係る承継に関する規定を整備

災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保

○発注者の責務

- ・適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮）
- ・施工時期の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等）
- ・適切な設計変更（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用）

○受注者（下請含む）の責務

- ・適正な請負代金・工期での下請契約締結

○発注者・受注者の責務

- ・情報通信技術の活用等による生産性向上

○発注者の責務

- ・緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択
- ・災害協定の締結、発注者間の連携
- ・労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用

○調査・設計の品質確保

- ・「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加

品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～ <議員立法※>

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律概要

法案の概要

1. 災害時の緊急対応の充実強化

【基本理念】災害対応の担い手の育成・確保、災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備

【発注者の責務】

- ① 緊急性に応じて随意契約・指名競争入札等適切な入札・契約方法を選択
- ② 建設業者団体等との災害協定の締結、災害時における発注者の連携
- ③ 労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映、災害時の見積り徴収の活用。

<審議の経緯>

R1.5.28 衆議院本会議可決(全会一致)

R1.6.7 参議院本会議可決(全会一致)

R1.6.14 公布・施行

2. 働き方改革への対応

【基本理念】適正な請負代金・工期による請負契約の締結、公共工事に従事する者の賃金、労働時間、その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備への配慮

【発注者の責務】

- ① 休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期の設定
- ② 公共工事の施工時期の平準化に向けた、債務負担行為・繰越明許費の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表等
- ③ 設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用等

【公共工事等を実施する者の責務】適正な額の請負代金・工期での下請契約の締結

3. 持続可能な事業環境の確保

【基本理念、発注者・受注者の責務】情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上

4. 調査・設計の品質確保

公共工事に関する調査等(測量、地質調査その他の調査(点検及び診断を含む。))及び設計)について広く本法律の対象として位置付け

5. その他

(1) 発注者の体制整備

- ① 発注関係事務を行う職員の育成・確保等の体制整備【発注者の責務】
- ② 国・都道府県による、発注関係事務に関し助言等を適切に行う能力を有する者の活用促進等

(2) 工事必要な情報(地盤状況)等の適切な把握・活用【基本理念】

(3) 公共工事の目的物の適切な維持管理【国・特殊法人等・地方公共団体の責務】

法案の概要

<審議の経緯>
R1.5.28 衆議院本会議可決(全会一致)
R1.6.5 参議院本会議可決(全会一致)
R1.6.12 公布

1. 建設業の働き方改革の促進

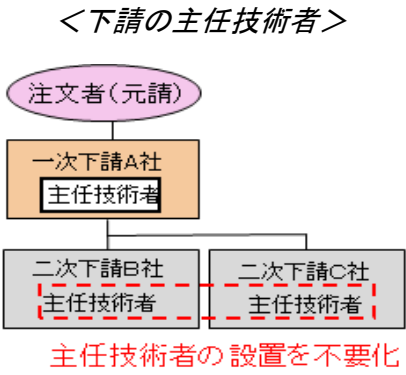
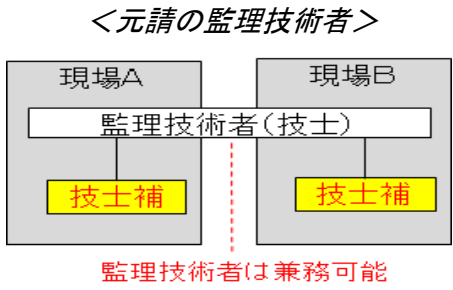
- (1)長時間労働の是正（工期の適正化等）
- 中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告。
また、著しく短い工期による請負契約の締結を禁止し、違反者には国土交通大臣等から勧告等を実施。
 - 公共工事の発注者に、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための方策を講ずることを努力義務化。

- (2)現場の処遇改善
- 建設業許可の基準を見直し、社会保険への加入を要件化。
 - 下請代金のうち、労務費相当分については現金払い。

2. 建設現場の生産性の向上

- (1)限りある人材の有効活用と若者の入職促進
- 工事現場の技術者に関する規制を合理化。
- (i) 元請の監理技術者に関し、これを補佐する制度を創設し、技士補がいる場合は複数現場の兼任を容認。

(ii) 下請の主任技術者に関し、一定未満の工事金額等の要件を満たす場合は設置を不要化。
- (2)建設工事の施工の効率化の促進のための環境整備
- 建設業者が工場製品等の資材の積極活用を通じて生産性を向上できるよう、資材の欠陥に伴い施工不良が生じた場合、建設業者等への指示に併せて、国土交通大臣等は、建設資材製造業者に対して改善勧告・命令できる仕組みを構築。



3. 持続可能な事業環境の確保

- 経營業務に関する多様な人材確保等に資するよう、経營業務管理責任者に関する規制を合理化(※)。
- ※ 建設業経営に関し過去5年以上の経験者が役員にいないと許可が得られないとする現行の規制を見直し、
今後は、事業者全体として適切な経営管理責任体制を有することを求めることとする。
- 合併・事業譲渡等に際し、事前認可の手続きにより円滑に事業承継できる仕組みを構築。

【目標・効果】

建設業における働き方改革の実現を通じて、女性や若年層など将来における担い手を確保

(KPI)・建設業入職者数:4万人(2017年度)→5.5万人(2023年度)(1.5万人純増)

・技術者・技能労働者の週休2日の割合

:技術者8.5%(2017年度)、技能労働者47%(2018年度)→原則100%(2024年度)

・下請代金のうち、少なくとも労務費相当分を現金払いとする割合:91.4%(2018年度)→100%(2025年度)

新・担い手3法でこう変わる

工期の適正化	【官民の工事発注者】 著しく短い工期での契約締結禁止。違反すれば国交大臣などから勧告、是正しないと公表
	【建設企業】 下請けに対して著しく短い工期での契約締結禁止。違反すれば監督処分、悪質な場合は営業停止
	【公共工事発注者】 工期確保と施工時期の平準化を責務とし、対応措置を努力義務化
配置要件の緩和	【元請監理技術者】 監理技術者を補佐する制度を創設し、「技士補」がいる場合には兼任が可能に
	【下請の主任技術者】 1次下請けが一定の経験を持つ主任技術者を選任で配置する場合に、下位下請け(2次下請)の主任技術者の配置が不要に
施工合理化	【建設資材製造業者】 資材の欠陥に伴う施工不良が生じた場合、再発防止を目的に製造メーカーに改善を勧告できる仕組みを創設
建設許可の合理化	【建設企業】 社会保全加入が建設業許可基準に。未加入企業は許可・更新は行わない
	【建設企業】 5年以上の建設業経営経験者が役員にいることを求める規定を廃止し、事業者全体の経営能力で判断する
	【建設企業】 事前許可手続きで、建設許可の空白期間なく事業継承が可能に
災害時の対応強化	【建設業者団体】 復旧工事の施工業者と自治体などとの連絡調整、資機材や建設機械の調達に関する調整
	【公共工事発注者】 緊急性に応じた随意契約、指名競争入札などの適切な選択や労災補償に必要な費用の予定価格への反映、見積もりの徴収の活用

令和元年度 総合評価落札方式に係る実施方針

- 「平成31年度 四国地方整備局総合評価落札方式等に係る実施方針」をH31.3.22に公表。
- **本年度は、**担い手確保、生産性向上、地域建設業の育成を目的に、**新たに6項目の取り組みを実施。**

1. 担い手確保による働き方改革の推進

【継続】

- ① W L B 推進企業の評価 （法令に基づく認定を受けた企業を評価）
- ② 橋梁保全工事における配置予定技術者の交代要件の緩和 （途中交代を認める工事の試行）
- ③－1 若手技術者の配置を促す評価方式Ⅰ （現場代理人の経験を主任(監理)技術者の経験と同等評

価)

【継続（試行件数の拡大）】

- ③－2 若手技術者の配置を促す評価方式Ⅱ （担当技術者の経験を主任(監理)技術者等の経験と同等評

価)

- ③－3 若手技術者の配置を促す評価方式Ⅲ （配置予定技術者の年齢を加点点評価)

【新規】

- ③－4 若手技術者の配置を促す評価方式Ⅳ （40歳以下の担当技術者の配置を加点点評価)

2. 生産性向上への取組

ニアの配置を促す評価方式 （60歳以上の担当技術者の配置を加点点評価)

- ⑤ 週休2日履行証明書交付 （「履行証明書」を交付された企業の加点点評価)

【継続（試行件数の拡大）】

- ① 新技術導入促進型 （新技術の活用により生産性向上を図る)

【継続（適用範囲の拡大）】

- ② I C T 活用工事の推進 （I C T の全面的な活用により生産性向上を図る)

【新規】

3. 持続性のある地域建設業の育成

【継続】

- ① 企業における工事成績評価期間の延長
- ② 登録基幹技能者配置における加点点評価
- ③ 堤防維持工事等における河川維持管理技術者等の評価

【継続（評価方式の見直し）】

- ④ 自治体実績評価型（県発注工事と直轄発注工事の工事成績を同等に扱う試行）

【新規】

- ⑤ 地元企業の新たな参入を促す方式（チャレンジ型）（企業・技術者の成績・表彰を評価し

ない）

- ⑥ 橋梁補修工事等の実績を有する企業を評価する試行（橋梁新設工事で橋梁補修工事等の実

績

4. 仕事の効率化による働き方改革の推進

【継続（試行件数の拡大）】

- ① 余裕期間制度
- ② 簡易確認型
- ③ 一括審査方式

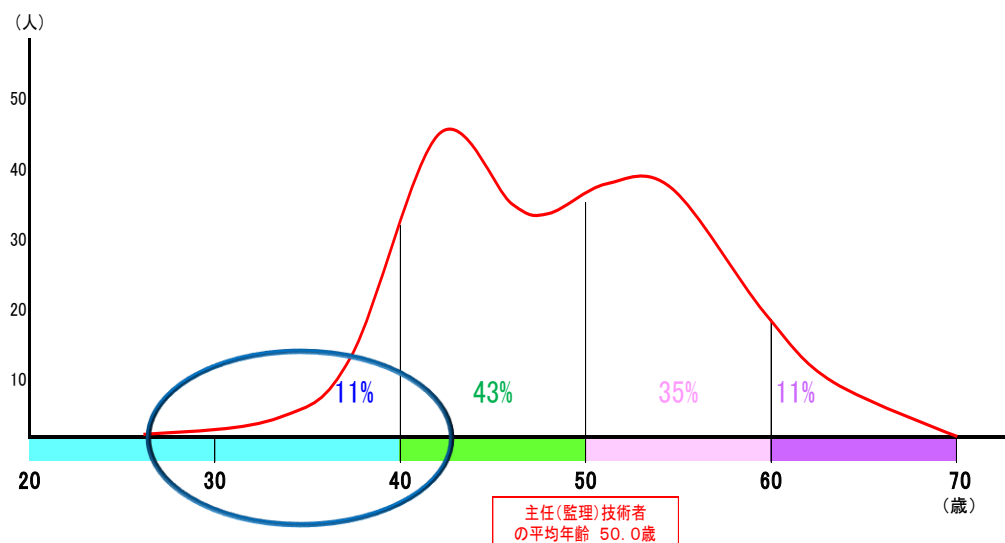
【継続（評価方式の見直し）】

- ④ 段階選抜方式（配置予定技術者に求める同種工事の経験を1件に緩和）

③-4 若手技術者の配置を促す評価方式Ⅳ 【新規】

若手技術者の登用促進・育成を目的として、一定年齢（40歳）以下の担当技術者の配置を加点評価する評価手法について、分任官工事を対象に試行を実施する。

■ H27～29完成工事の主任（監理）技術者の年齢分布



主任（監理）技術者の平均年齢は50歳と高齢化が進んでおり、今後も継続的に技術者を確保していくためには、若手技術者（40歳以下：11%）の確保・育成が急務。

■ 実施内容

【対象工事】

- 全工種
- 分任官工事で、10件程度の試行を実施する。

【加点条件】

- 40歳以下の担当技術者を、1/2工期以上配置すること
- 1級又は2級土木施工管理技士の資格を有していること

【配点】

その他企業評価において、5点加点する。

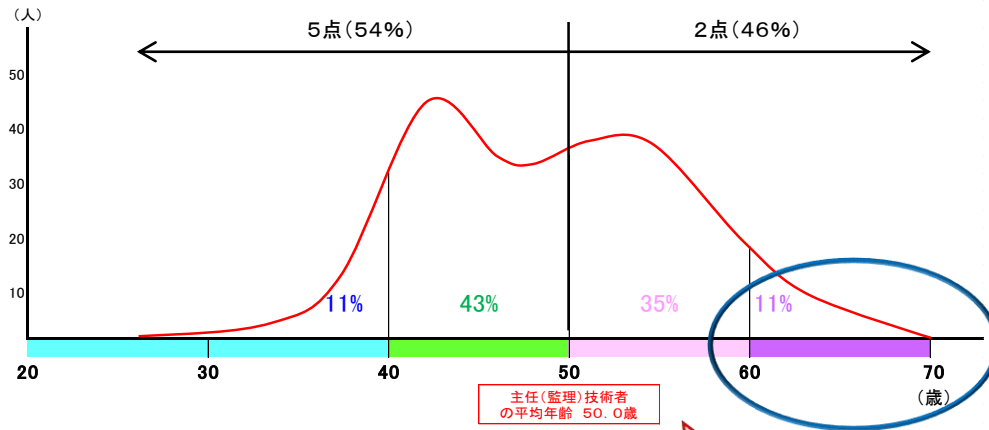
【期待される効果】

本試行工事の経験を、③-2の担当技術者の経験を主任（監理）技術者等の経験と同等に評価する試行で活用することで、若手技術者の配置を促進する。

④建設シニアの配置を促す評価方式の実施【新規】

高齢化が急速に進む四国の実情を踏まえ、熟練技術者の活躍の場を確保し、その豊富な知識・経験の次世代への継承を目的として、一定年齢（60歳）以上の担当技術者の配置を加点評価する評価手法について、分任官工事を対象に試行を実施する。

■H27～29完成工事の主任（監理）技術者の年齢分布



■実施内容

【対象工事】

- 一般土木工事C等級
- 分任官工事で、10件程度の試行を実施する。

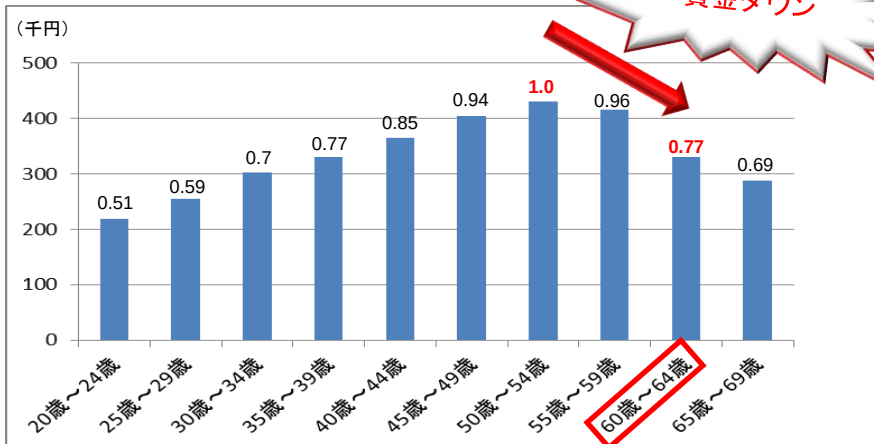
【加点条件】

- 60歳以上の担当技術者を、1/2工期以上配置すること
- 1級土木施工管理技士の資格を有していること

【配点】

若手技術者への技術継承を目的とするため、当該工事の監理技術者等が50歳以下の場合は5点、50歳を超える場合は2点をその他企業評価において加点する。

■建設業における年齢別賃金



⑤週休2日履行証明書交付の取り組み【新規】

- 四国地方整備局発注の週休2日工事において、取り組み達成を行った受注業者に対して成績評定通知時に「**履行証明書**」を交付。＜平成31年4月1日以降に公告した工事を対象＞
- 平成32年度の総合評価から、「**履行証明書**」を提出された企業の加点評価を行う。

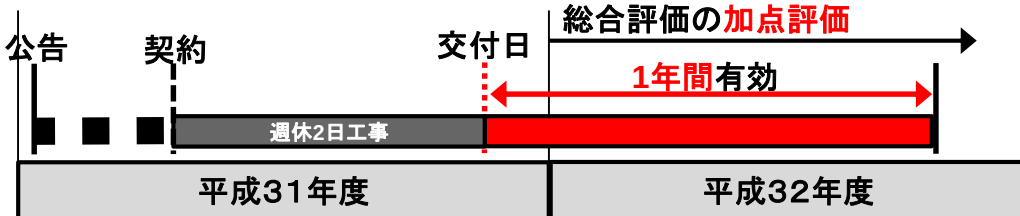
交付基準

- 平成31年4月1日以降に公告した工事で、週休2日を達成したすべての工事が対象。
- 工事が完成し、週休2日の達成※を確認後、成績評定通知時に「**履行証明書**」を交付。

※ 「4週8休以上」、「4週7休以上4週8休未満」、「4週6休以上4週7休未満」の達成状況により、履行証明書を交付

週休2日履行証明書の交付と加点評価

- 履行証明書の有効期限は、**交付日から1年間有効**。
- 平成32年度の総合評価から、**全ての工事で加点評価を実施**。



<証明書> (案)

発行日平成〇〇年〇月〇日
管理番号：〇〇〇〇

株式会社〇〇
〇〇 〇〇 様

四国地方整備局長 印
〇〇 〇〇

または
〇〇河川国道事務所長 印
〇〇 〇〇

週休2日履行証明書



貴社が受注した「週休2日工事」において、週休2日の取り組み状況を達成した結果、成績評価所率●●%（〇日／28日）以上達成したことを確認しましたので、履行証明書（本紙）を通知します。

工 事 名：平成〇〇年度 〇〇河川国道改良工事
工 期：平成〇〇年〇月〇〇日～平成〇〇年〇月〇〇日
契 約 日：平成〇〇年〇月〇日
受 注 者：株式会社〇〇（建設業許可番号〇〇-〇〇〇〇〇〇〇〇）
監理（主任）技術者名：〇〇 〇〇
（生年月日昭和〇〇年〇月〇日）
証明書有効期間：発行日から平成〇〇年〇月〇日まで

本証明書は「週休2日履行証明書」の評価対象工事において、有効期限内に申告提出期限が含まれている場合に加点対象とする。

総合評価		◆ 企業評価（その他企業評価）で加点	
評価の視点		評価項目	評価点
その他企業評価	災害時等の対応	災害時の事業継続力の評価	5
		災害時の復旧支援体制	5
	地理的条件	地域内での拠点※	5
		鋼橋等製作工場の体制※	5
		AS舗装施工体制※	10
	ICT技術評価	ICT技術の全面的活用※	5
	情報化施工技術の活用	情報化施工技術の活用※	5
	週休2日工事の実績	週休2日履行証明書の評価	最大3
	技能者等の活用	登録基幹技術者の活用※	5
河川維持管理技術者等の活用※		5	

- ### 【企業評価：週休2日】
- 週休2日達成状況に応じて、**最大3点**の加点評価
- ・ 4週8休以上
加点評価 3点
 - ・ 4週7休以上、4週8休未満
加点評価 2点
 - ・ 4週6休以上、4週7休未満
加点評価 1点

※工事内容に応じて適宜設定する評価項目

③ ICT活用証明書交付の取り組み【新規】

- 四国地方整備局発注の「ICT活用工事」において全面的な活用を行った監理技術者等に対して成績評定通知時に「ICT活用証明書」を交付（平成31年4月1日以降に公告した工事を対象）
- 平成32年度の総合評価から、「ICT活用証明書」を提出した配置予定技術者の加点評価を行う

交付基準

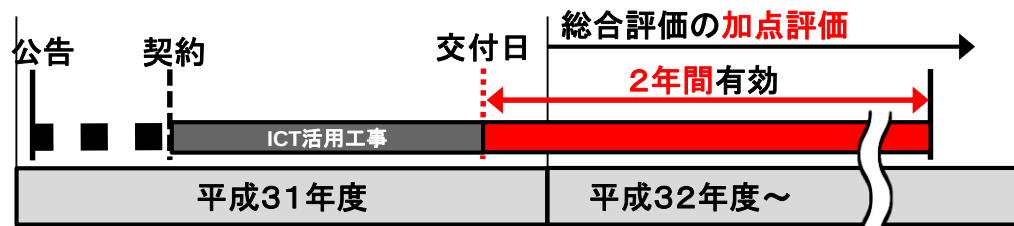
- 平成31年4月1日以降に公告した工事で、ICTの全面的な活用を行った工事が対象。
- 工事が完成し、ICTの全面的な活用が出来たことを確認後、成績評定通知時に「ICT活用証明書」を交付。

※「ICT活用工事」とは、

- ① 3次元起工測量、② 3次元設計データ作成、③ ICT建機による施工、④ 3次元出来形管理等の施工管理、⑤ 3次元データの納品 を全て実施した工事。

ICT活用証明書の交付と加点評価

- ICT活用証明書の有効期限は、交付日から2年間有効。
- 平成32年度の総合評価から、全ての工事で加点評価を実施。



<証明書>

i-Construction
国西整〇〇第〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

株式会社 〇〇
代表者 〇〇 〇〇 殿

国土交通省 四国地方整備局
〇〇河川国道事務所長

ICT活用証明書

当事務所発注の下記工事について、ICT活用工事として証明する。

記

工事名：平成〇〇年度 〇〇改良工事【ICT〇〇工】
期：平成〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 平成〇〇年〇〇月〇〇日
契約日：平成〇〇年〇〇月〇〇日
受注者：株式会社 〇〇
(建設業許可番号 〇〇-〇〇〇〇)
監理(主任)技術者：〇〇 〇〇
(生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日)
証明書有効期限：発行日から2年間

監理技術者等の
氏名を記載

本証明書は、四国地方整備局管内の「ICT活用証明書」の評価対象工事において、有効期限内に競争参加資格確認資料提出期限が含まれている場合に加点対象とする。

総合評価

◆ 技術者評価で加点

評価の視点		評価項目	評価点
技術者の能力等	継続教育(CPD)の取り組み状況	配置予定技術者のCPD(継続教育)等	5
	配置予定技術者の施工経験	主任(監理)技術者等又は担当技術者としての同種工事の施工経験	10
	工事成績評定点	配置予定技術者の同種工事の評定点	30
	優良工事表彰	優良技術者表彰の有無	5
ICT全面活用工事の実績		ICT活用証明書の有無	2

⑤地元企業の新たな参入を促す方式(チャレンジ型)の試行 **【新規】**

直轄実績や県実績が無く（少なく）新規参入が困難な企業への受注機会を拡大し、新たな地域建設業の担い手を確保することを目的として、工事成績及び表彰等を評価せず、同種工事实績、近隣地域の施工実績等のみで評価を行う試行を実施する。

【実施内容】

- 参加者が少ないことが想定される建築関係の工事、機械、電気設備の工事を想定。なお、一般土木工事等でも効果が期待できる案件は適用予定。
- 分任官工事で、各事務所1件程度の試行を実施する。**
- 競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担軽減のため、「**簡易な施工計画**」を求めない。

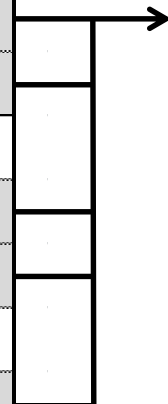
【現行の施工能力評価型の配点表（例）】

分類	評価項目	配点
技術者評価	CPD	5
	同種類似工事の施工経験	10
	工事成績	30
	優良技術者表彰	5
基本企業評価	同種工事の施工実績	10
	工事成績	30
	工事に係る表彰	5
	近隣地域の施工実績	10
	災害支援に係る表彰等	10
その他企業評価		適宜



【チャレンジ型の配点表（例）】

分類	評価項目	配点
技術者評価	CPD	5
	同種類似工事の施工経験※	10
	工事成績	—
	優良技術者表彰	—
基本企業評価	同種工事の施工実績	10
	工事成績	—
	工事に係る表彰	—
	近隣地域の施工実績※	10
	災害支援に係る表彰等	—
その他企業評価		適宜



評価項目として設定しない。

※直轄と自治体の評価に差がある評価項目

⑥橋梁補修工事等の実績を評価する試行【新規】

- 橋梁の品質を長期にわたって確保するためには、新設橋梁の設計や施工時において、損傷の実態を踏まえた構造上の配慮等が重要
- 橋梁補修工事等の実績を有する企業は、損傷が発生しやすい箇所や損傷内容・要因等を熟知しており、その知識を新設構造物の施工にフィードバックすることで、橋梁の長寿命化や品質の更なる向上が期待できる。
- 新設の鋼橋上部工事及びPC橋上部工事において、「橋梁補修工事等の実績を有する企業を加点評価」する試行を実施

※橋梁補修工事等とは、橋梁上部工の補修・耐震補強等を行った工事である。

【実施内容】

- 試行対象工事 : 新設の鋼橋上部工事及びPC橋上部工事（WTO対象案件を除く）
- 評価する補修工事等 : 過去4年度間に、元請けとして施工した直轄（四国地整管内）及び四国四県の橋梁補修工事等を対象とする。
- 評価方法 : 橋梁補修工事等の実績を総合評価の「その他企業評価」で加点評価（最大5点）する。

■その他企業評価

「橋梁補修工事等の実績」

評価項目	評価基準	配点	評価点
橋梁補修工事等の実績の有無	橋梁補修工事等の実績の有り（直轄）	5.0	/5.0
	橋梁補修工事等の実績の有り（県）	3.0	
	実績無し	0.0	

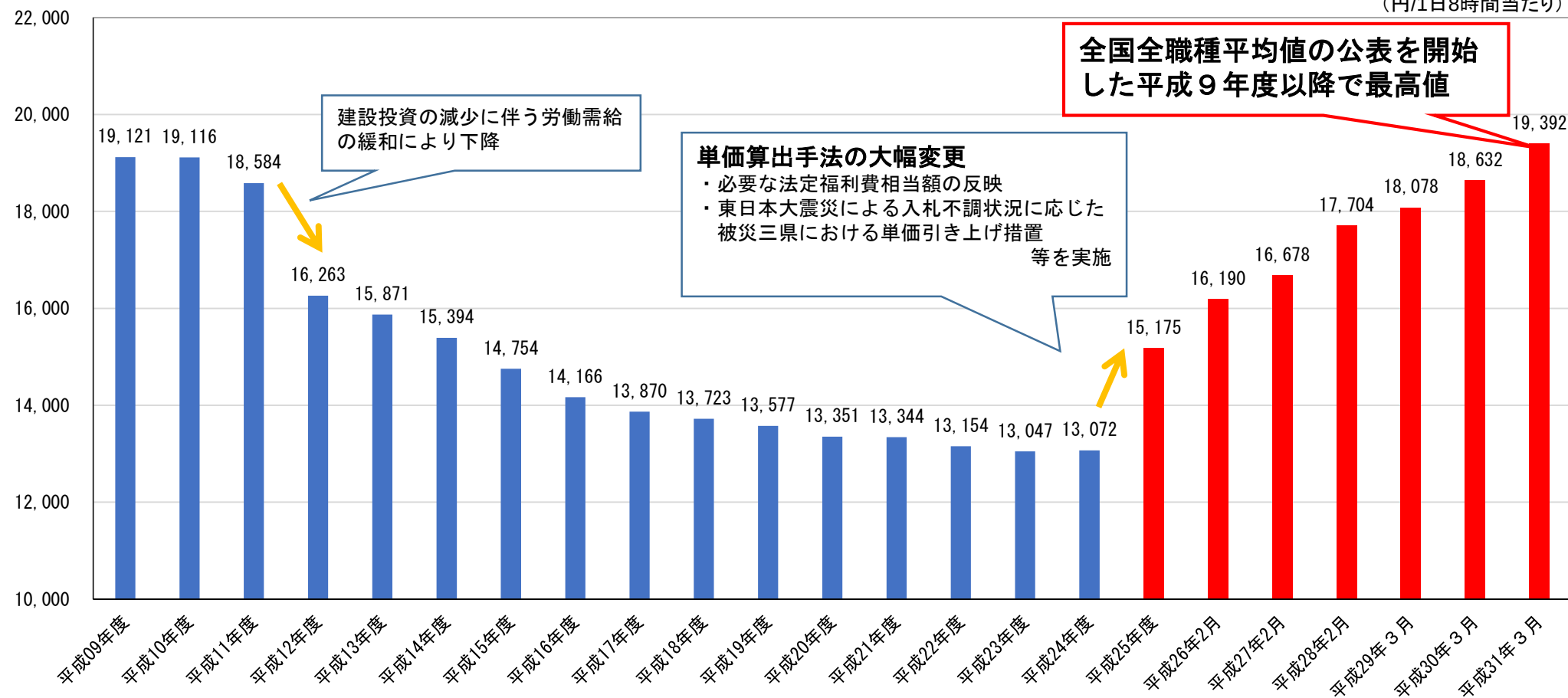
労務単価改正への取り組み

平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価について

○7年連続で引き上げにより、全国全職種平均値の公表を開始した平成9年度以降で最高値

公共工事設計労務単価 全国全職種加重平均値の推移

(円/1日8時間当たり)



注1) 金額、伸率とも加重平均値にて表示。加重平均値は、平成25年度の標本数をもとにラスパイレ式で算出した。

注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。

週休二日普及に向けた取り組み

週休2日工事の実施状況

週休2日工事の実施状況（直轄）

	H28年度	H29年度	H30年度※1
公告件数	824	3,841	5,911
取組件数	165	1,106	2,592
実施率	20.0%	28.7%	43.8%
(参考) 取組内容	成績評定における加点		
	共通仮設費・現場管理費補正		
	労務費・機械経費(賃料)補正		

※1 H31.1月末時点

週休2日工事の実施状況（都道府県・政令市）

	H28年度	H29年度	H30年度※1
取組件数 (都道府県)	377	1,606	3,388
取組件数 (政令市)	0	62	243

※2 H31.1月末時点



週休二日試行工事の拡大

～令和元年度は対象工事の約5割を目指す！～

- 本年度の四国地方整備局における週休二日制工事については、整備局で発注する本官工事は発注者指定方式（但し港湾空港関係については分任官を含む全てが発注者指定方式）、事務所が発注する分任官工事は受注者希望方式としてしているところであり、分任官工事の中でも発注者指定が設定可能なものから試行を開始しています。
- また、週休二日の取組みを達成した受注業者に対して、成績評定通知時に「履行証明書」を交付し、他の工事の総合評価で企業の加点評価を行う取組みを開始しているところです。
- 平成30年度の週休二日に関する状況は、H29年度と比較すると、110件増の432件での実施状況となっています。（実施率：H29年度32%→H30年度39%）
- 更なる週休二日の取組みを推進すべく、本官工事は引き続き、原則発注者指定方式とし、分任官工事においても、全国企業が参加する、「一般土木B」、「舗装A」、「鋼橋上部」、「PC」を発注者指定方式として試行を行い、本年度は、対象工事の約5割での実施を目標とし、週休二日の実現に向けた取組みを推進してまいります。

○週休二日制工事 実施率(発注者指定、受注者希望))

参考

	合計		
	総件数	実施	率
H29年度契約	322	102	32%
H30年度契約	432	170	39%

問 い 合 わ せ 先			
国土交通省 四国地方整備局 企画部	TEL : 087-851-8061	FAX : 087-811-8412	
技術管理課長	庄野 達也（内線3311）		

週休2日制に関する取り組み【四国地方整備局】

令和元年度

平成31年4月1日以降入札手続き(公告)開始工事

定義

週休2日・現場閉所工事の試行

□ 週休2日の実施とは・・・

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

○ 発注者指定方式

発注者が、週休2日(4週8休以上)に取り組むことを指定する方式

○ 受注者希望方式

受注者が、工事着手前に、発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議した上で取り組む方式

□ 発注・実施目標

本官工事は、発注者指定方式を基本

分任官工事でも、全国企業が参加する工事等※¹は原則発注者指定方式で実施。

また、発注者指定方式は原則「重点モデル工事※²」として実施。

上記以外は受注者希望方式を基本として実施。

※1: ①一般土木B、舗装A、鋼橋上部A、PC等の全国企業が参加する工事。

②地元企業向けで適性工期が確実に確保できる工事

※2: 重点モデル工事とは、契約後に事務所にて「重点モデル工事プロジェクト」を設置し、週休2日(4週8休以上)の実施にあたって工程に支障となる案件の解決に向けて、発注者が積極的に支援を行う工事

令和元年度は、「発注者指定方式」、「受注者希望方式」あわせて、実施目標を50%以上として設定
また、受注者希望方式「重点モデル工事」を35件を目標に選定する。

週休2日制に関する取り組み【四国地方整備局】

その他定義

○ 対象工事について

平成31年4月1日以降に入札手続を開始する工事。但し、以下の工事は除く

- 「契約工期が6ヶ月(180日)未満の工事」
- 「全体工期のうち現場施工が3ヶ月(約90日)未満の工事(工場製作期間等が工期の大半を占める工事)」
- 「路面維持工事など指定工種を含む維持工事」
- 「社会的要請等により早期の工事完成が必要な工事」
- 「工事発注後に施工時間や施工方法への新たな制約が予想される工事」
- 「緊急対応作業が含まれる標準的な作業でない工事」
- 「平成30年3月31日までに入札手続を行った工事」

○ 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、**受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。**

○ 現場閉所

現場事務所での事務作業(内業)を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(現場作業としてあつかわない例)

巡回パトロール、保守点検、見学会、地元協議対応、災害対応など監督職員が認めたもの 等々

○ 4週8休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率※」という)が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

※ 現場閉所率(%)＝現場閉所日／対象期間

週休2日制に関する取り組み【四国地方整備局】

令和元年度

平成31年4月1日以降入札手続き(公告)開始工事

積算

週休2日・現場閉所工事の試行

平成30年度から変更なし

○週休2日制に取り組む際の必要経費の計上（補正係数）

週休2日（4週8休以上）の確保に取り組む工事において、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。

項目	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.01	1.03	1.04
現場管理費率	1.02	1.04	1.05

- ①. **4週8休以上**：
現場閉所率が、28.5% (8日/28日)以上
- ②. **4週7休以上4週8休未満**：
現場閉所率が、25.0% (7日/28日)以上、28.5%未満
- ③. **4週6休以上4週7休未満**：
現場閉所率が、21.4% (6日/28日)以上、25.0%未満

※ 赤字記載項目は、平成30年度新規追加、設定項目

○補正方法

■発注者指定方式：当初予定価格に、①. **4週8休以上**達成を前提とした補正係数により**各経費等に計上済み**。



①. **4週8休に満たない場合は減額変更**。

■受注者希望方式：当初計上しない。



①. **4週8休以上**、②. **4週7休以上4週8休未満**、③. **4週6休以上4週7休未満**の達成状況確認後に、各経費を補正し変更する。

週休2日制に関する取り組み【四国地方整備局】

工期変更等調整会議の設置【新規】

- 週休2日の取組について、「設計変更協議会」の活用もしくは同メンバーにより、週休2日達成に向けて、積極的に取り組むための体制を平成30年度より構築済み。
- 今後、更なる取り組みの充実を図ることを目的とし、受注者から工期延期等申し出があった場合には、初回から事務所幹部が入った「**工期変更等調整会議**」の設置を行い、受注者から直接事務所幹部に協議出来る体制を構築し、迅速な意思決定を行うものとする。

「重点モデル工事プロジェクト」(案)

【構成と出席者】

- **工事受注者**: 現場代理人、監理技術者、担当技術者 等
- **発注者**: 技術副所長、工事発注担当課長、主任監督員 等

【開催頻度】

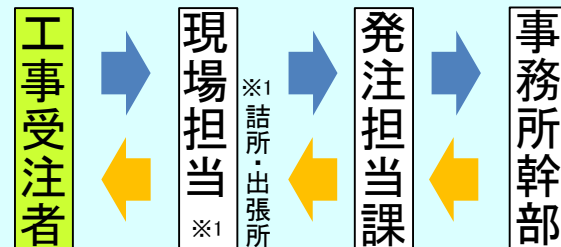
- 月1回開催を目安に、調整事項に合わせ実施
- 工期変更の必要が生じた場合

【取組内容】

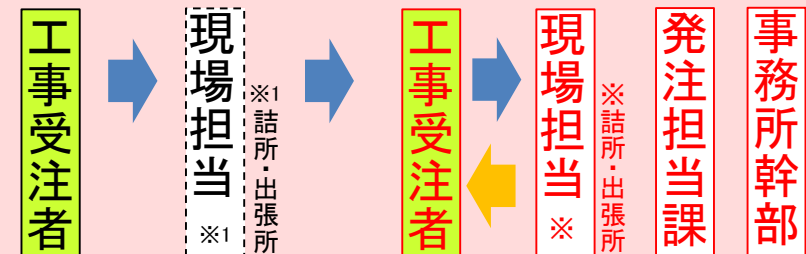
- **取組計画の確認**: 現場閉所日の計画及び実施状況の確認
- **工程進捗に関する情報共有**: 工程進捗に関わる課題調整、クリティカルパス等の確認
- **課題解決に向けた対策検討**: 課題事項に関する実施対応者、実施時期などを明記し、進捗状況を確認
- **工期変更に関する協議**

<工期変更における情報の流れ>

【従来】



【今後】



※2: 事務所判断を仰ぐ場合は、「工期変更等調整会議」を開催し、迅速な意思決定を実施

週休2日履行証明書交付の取り組み【新規】

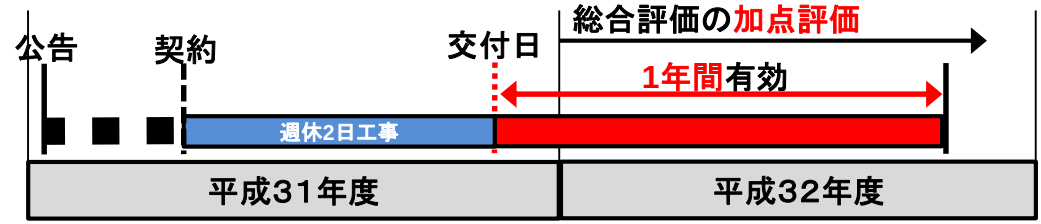
- 四国地方整備局発注の週休2日工事において、取り組み達成を行った受注業者に対して成績評定通知時に「履行証明書」を交付【平成31年4月1日以降に公告した工事を対象】
- 令和2年度の総合評価から、「履行証明書」を提出された企業の加点評価を行う

交付基準

- 平成31年4月1日以降に公告した工事で、週休2日を達成したすべての工事が対象。
 - 工事が完成し、週休2日の達成※を確認後、成績評定通知時に「履行証明書」を交付。
- ※ 「4週8休以上」、「4週7休以上4週8休未満」、「4週6休以上4週7休未満」の達成状況により、証明書を交付

週休2日履行証明書の交付と加点評価

- 履行証明書の有効期限は、**交付日から1年間有効**。
- 令和2年度の総合評価から、**全ての工事の加点評価を実施**。



<証明書>

(別紙2)
国交第〇〇第〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日
管理番号 00-00-週休 0000

株式会社 〇〇
〇〇 〇〇 殿

国土交通省 四国地方整備局長 印
本局に
国土交通省 四国地方整備局
〇〇河川国道事務所長 印

週休2日履行証明書

当事務所発注の下記工事について、週休2日の履行を証明する。

工 事 名：平成〇〇年度 〇〇地区道路改良工事
工 期：平成〇〇年〇月〇〇日～平成〇〇年〇月〇〇日
期 間：平成〇〇年〇月〇〇日
受 注 者：株式会社〇〇
(建設業許可番号〇〇-〇〇〇〇〇〇〇〇)
週休2日の履行：4週8休
証明書有効期限：交付日から平成〇〇年〇月〇〇日まで

達成状況
を記載

総合評価

◆ 企業評価（その他企業評価）で加点

評価の視点		評価項目	評価点
その他企業評価	災害時等の対応	災害時の事業継続力に係る評価	5
		災害時の復旧支援体制	5
	地理的条件	地理的条件(営業拠点)	5
		地理的条件(四国島内製作工場の有無)	10
		AS舗装施工体制	5
	作業船	工事で使用する作業船の保有	5
		環境負荷の低い作業船の使用	5
	ICT技術の活用	ICT技術の全面的活用	5
	情報化施工技術の活用	情報化施工技術の活用	5
	週休2日工事の実績	週休2日履行証明書の評価	最大3
	技能者等の活用	登録基幹技術者の活用	5
		特殊技術者の活用	5

【企業評価：週休2日】

週休2日達成状況に応じて、**最大3点**の加点評価

- ・ 4週8休以上
加点評価 3点
- ・ 4週7休以上、4週8休未満
加点評価 2点
- ・ 4週6休以上、4週7休未満
加点評価 1点

週休2日交替制モデル工事の試行【新規】

○建設業の働き方改革を推進し、休日確保に向けた環境整備とし、新たな取り組みとして試行

対象工事

- 維持工事（土日・祝日等の休日に作業が必要となる通年維持工事）
※契約済みの維持工事（複数年維持含む）も対象とすることができる
- 災害復旧工事（社会的要請により休日確保が困難な工事）
- 四国地方整備局管内では令和元年度4件の維持管理工事に試行を実施

積算方法（補正係数）

- 平均休日率
 - ・対象者ごとに、休日日数の割合（＝当該工事における休日日数／工期日数※）を算出
※下請けの場合、工期日数は施工体制台帳上の工期から設定
 - ・全対象者の「休日日数の割合」を平均化

休日率の算出例

業者	氏名	工期日数	休日日数	休日日数の割合	平均
A建設	●●	300	90	30.0%	28.9%
	■	300	80	26.7%	
	◆◆	300	84	28.0%	
	▲▲	300	90	30.0%	
B建工（一次下請け）	○○	200	60	30.0%	
	□□	200	65	32.5%	
C電設（二次下請け）	××	100	25	25.0%	

28.5%以上のため
4週8休以上
を達成

- 補正対象は、労務費とし、現場に従事した全ての技術者、技能労働者の休日確保状況に応じて変更時に補正する。
※対象となる技術者及び技能労働者は、対象工事に1ヶ月以上従事する者とする。

休日率	4週6休以上7休未満 (21.4%以上25.0%未満)	4週7休以上8休未満 (25.0%以上28.5%未満)	4週8休以上 (28.5%以上)
労務費	1.01	1.03	1.05

見積参考資料の記載例

見 積 参 考 資 料

工 事 名 平成30年度 ○○地区●●工事

当該工事の工事工程表を提示する。また、施工パーティー数は●組である。

「見積参考資料」は、あくまでも現場説明参加業者の適正・迅速な見積に供するための一資料に過ぎず、何ら請負契約上の拘束力を生じるものではない。

工事の実施にあたっては、この主旨を十分理解し、事故発生等を招かぬよう、その防止措置に留意すること。

本参考資料は、積算に必要な数量等を参考として表示したものである。

国土交通省 四国地方整備局
●●事務所 ○○課

工事工程表の記載例(道路工事の場合)

工 種			平成30年度									平成31年度			備考
			7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
準備		式	1												30日
道路土工		m3	10,000												路体盛土工 路床盛土工
舗装工		m2	5,000												路盤工 舗装工
付属施設工		式	1												
区画線工		式	1												
後片付け		式	1												20日
制約条件	関係機関協議														●●県
	住民合意														
	用地確保														
	法定手続き														
	支障物件の移設														・下水道、・●●電力
	夏季休暇、年末年始														8月中旬、12月下旬～1月上旬
	出水期間														
	路上工事制約														3月

(凡例) ■ 工種進捗工程 ■ 制約条件進捗工程 ■ 工事制約期間 ■ 休日(対象外)

週休2日制に関する取り組み【四国地方整備局】

確認

○週休2日実施の確認例(発注者による確認)

工期内において、現場閉所日数を確認できる資料(エクセル表等)で確認する。受注業者の既存資料等(工程表や休日等の記録資料等)より、現場閉所日の実績日数を確認し、対象期間より現場閉所率を算出する。

【現場閉所】

現場事務所での事務作業(内業)を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
(雨天や天候による閉所も含まれる。)

〔参考例〕

工期:273日(夏季休暇3日、年末年始6日含む)

○工期内の対象期間における、現場閉所日数を確認。
対象期間:工期【273日】－工事着手前の日数【10日】－夏季休暇【3日】－年末年始等【6日】＝254日

算定例1:現場閉所日【80日】の場合＝80日／254日
31.4% ≥ 28.5% ∴ 4週8休以上

算定例2:現場閉所日【69日】の場合＝69日／254日
27.1% ≤ 28.5% ≤ 25.0% ∴ 4週7休

算定例3:現場閉所日【54日】の場合＝54日／273日
19.7% < 21.4% ∴ 4週6休未滿(補正なし)

※現場閉所率は小数第1位までとし、小数第2位を四捨五入とする。

確認イメージ例(一部)

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
1	2	3 工事着手日	4	5	6	7 現場閉所
8 現場閉所	9 現場閉所	10	11	12	13	14 現場閉所
15 現場閉所	16	17 現場閉所日	18 現場閉所日	19	20	21 現場閉所
変更 ← → ← 変更						
22 現場閉所	23 現場閉所	24	25	26	27	28 現場閉所
29 現場閉所	30	31 工事完了日				

※ 黒字は計画、赤字は変更箇所

適切な予定価格積算への取り組み

平成31年度の土木工事標準歩掛改訂

土木工事標準歩掛の改定概要

土木工事標準歩掛は、土木請負工事費の積算に用いる標準的な施工条件における単位施工量当り、若しくは日当りの労務工数、材料数量、機械運転時間等の所要量について工種ごとにとりまとめたもので、「施工合理化調査等の実態調査」の結果を踏まえ、新規工種の制定及び既存制定工種を改定

1) 新規制定【1工種】

①法面工（仮設用モルタル吹付工）

2) 維持修繕に関する歩掛の改定（適用範囲の拡大）【3工種】

①構造物補修工（ひび割れ補修工）〔充てん工法〕、②構造物補修工（ひび割れ補修工）〔低圧注入工法〕、③構造物補修工（断面修復工）〔左官工法〕

3) 日当り施工量、労務、資機材等の変動により改定を行った工種

【9工種】

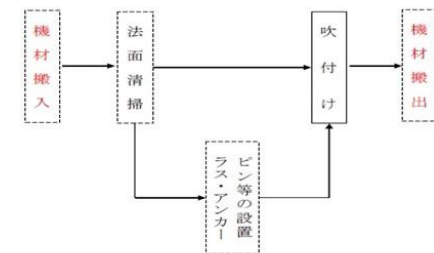
①軟弱地盤処理工（スラリー攪拌工）、②函渠工（大型プレキャストボックスカバート工）、③場所打杭工（全回転式オールケーシング工）、④場所打杭工（ダウンザホールハンマ工）、⑤敷鉄板設置・撤去工、⑥路面切削工（切削オーバーレイ工）、⑦トンネル工（N A T M）〔発破工法〕、⑧トンネル工（N A T M）〔機械掘削工法〕、⑨小断面トンネル工（N A T M）

法面工（仮設用モルタル吹付工）【土木工事標準歩掛】

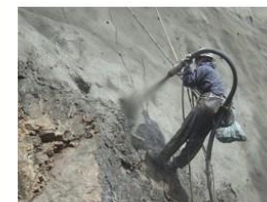
【工法概要】

本工法は、もたれ式擁壁等の掘削部の施工で危険防止のために仮モルタルを吹付（吹付厚3cm）する工法

【歩掛適用範囲】



【施工状況】



仮設用モルタル吹付状況



施工後全景

新規制定工種の改定概要

見積りの活用

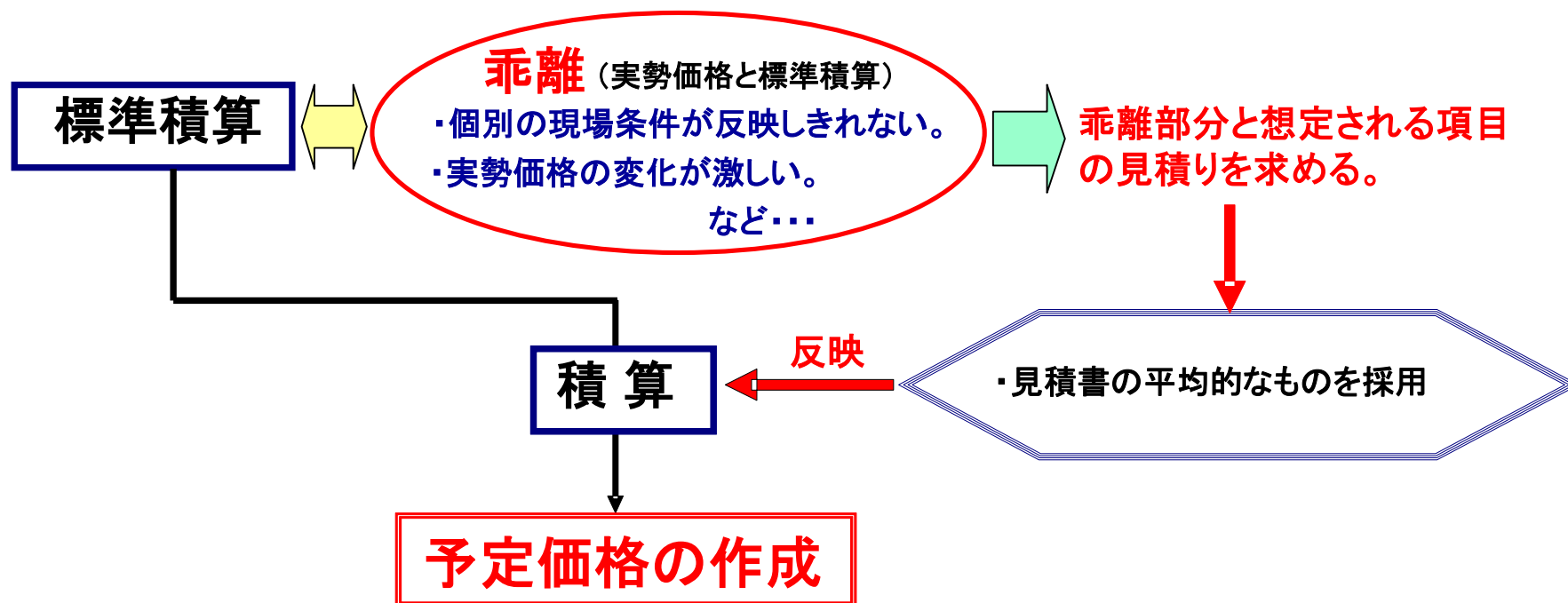
◆見積り活用方式

発注者の積算との乖離が大きく、入札の不調・不落が発生している工事、または過去において同種工事に不調・不落が発生するなど、不調・不落となる恐れが高い工事において、予定価格の作成にあたり競争参加者の見積もりを活用する取り組みを開始。

◆対象工事及び工種

対象工事：標準積算と実際にかかる費用に乖離が考えられる工事

対象工種：直接工事費及び共通仮設費の積み上げ部分

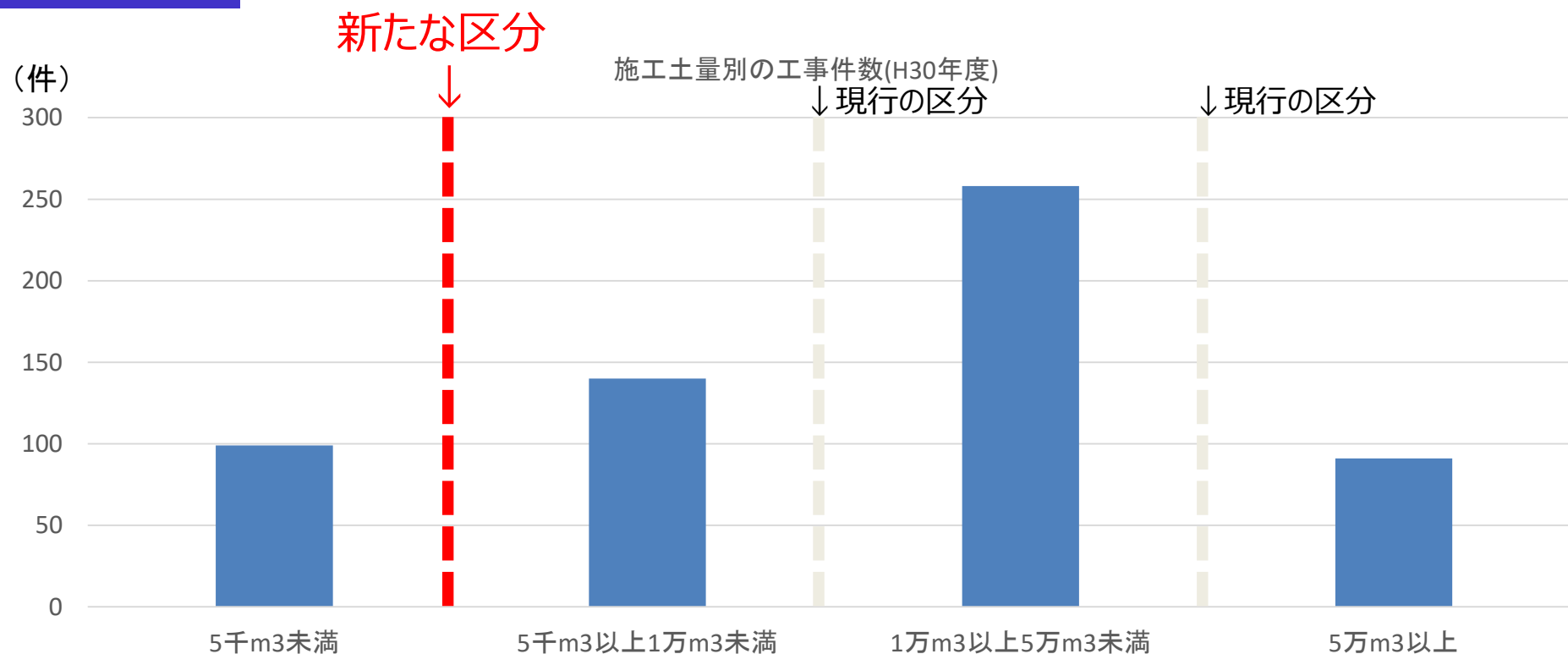


小規模施工の区分の新設

I C T 施工の対策

○中小企業が I C T 施工を実施し易い環境を構築するため、施工土量の区分による施工の効率性等が異なる実情を踏まえ、土工（掘削）について、小規模施工の区分を新設

土工（掘削）の現状



小規模 5 千 m³ 未満の区分を新設

熱中症対策に資する現場管理費補正の導入等

現場管理費の対策

○工事現場の安全(熱中症)対策に係る費用とし、気候及び施工期間を考慮した現場管理費の補正を追加

対象工事・対象地域

○工事：主たる工種が屋外作業である工事（工場製作工事は除く） ○地域：全国

補正方法

○補正は、工事期間中の日最高気温の状況に応じて変更時に補正する

$$\text{補正值 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \quad \text{※真夏日率} = \text{工期期間の真夏日} \div \text{工期}$$

・真夏日：日最高気温が30度以上の日 ・工期：準備・後片付け期間を含めた工期 ・補正係数：1.2

○対象額700万円を超え10億円以下の場合（補正例）

【条件】 直接工事費2億円の河川・道路構造物工事

①対象額：純工事費216,612,000円（純工事費＋支給品費＋無償貸付機械等評価額）

②施工地域：なし、③工期：300日のうち、真夏日が50日

【改定前】

$$\begin{aligned} \text{現場管理費} &= \text{対象純工事費} \times ((\text{現場管理費率} \times \text{補正係数}) + \text{補正值}) \\ \underline{53,936,000} &= 216,612,000 \times ((24.90\% \times 1.0) + 0\%) \end{aligned}$$

【改定後】

$$\begin{aligned} \text{現場管理費} &= \text{対象純工事費} \times ((\text{現場管理費率} \times \text{補正係数}) + \text{補正值}) \\ \text{補正值} &= 50日 \div 300日 \times 1.2 = 0.20 \\ \underline{54,369,000} &= 216,612,000 \times ((24.90\% \times 1.0) + 0.20\%) \end{aligned}$$

対策費用として、現場管理費 約43万円増

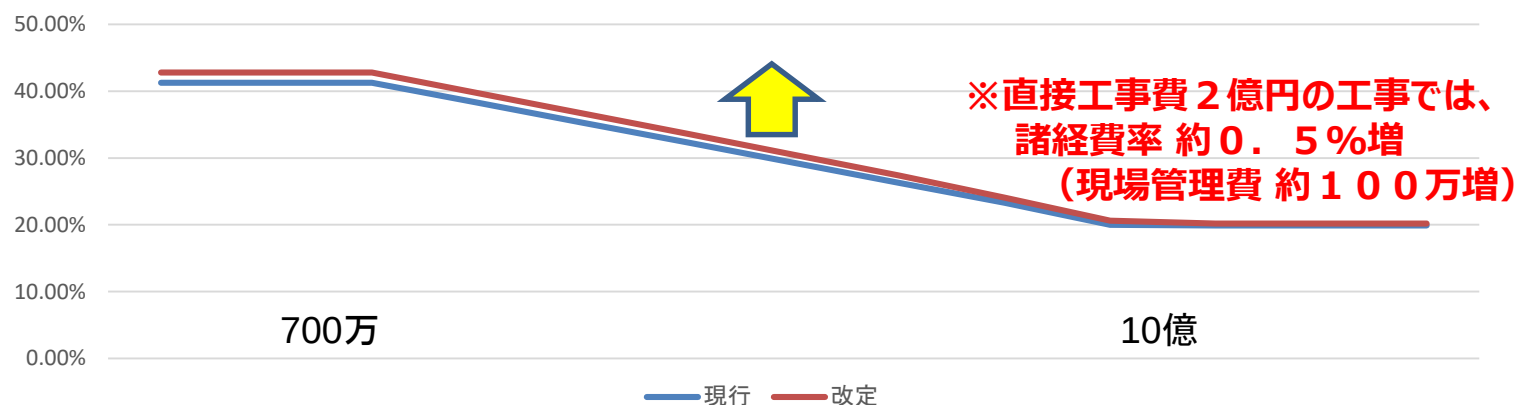
現場管理費の改定

現場管理費の対策

○新技術導入等に要する現場経費（外注経費等）の増加を踏まえ、全工種区分の現場管理費を改定

間接工事費（諸経费率及び算定式）の改定

■現場管理费率の改定イメージ ※「河川・道路構造物工事」の例



【現行】

700万円以下	700万円超え10億円以下	10億円超え
41.29%	$420.8 \times Np^{-0.1473}$	19.88%

【改定】

700万円以下	700万円超え10億円以下	10億円超え
42.50%	$457.7 \times Np^{-0.1508}$	20.11%

※直近の改定：H28年度の橋梁保全の追加、河川・道路構造物、鋼橋架設、道路維持の改定

低入札価格調査基準の改定(工事)

低入札価格調査基準とは

- 予算決算及び会計令第85条に規定
- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施
履行可能性が認められない場合には、落札者とししない。

低入札価格調査基準の見直しについて

- 平成31年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の範囲を0.70～0.90から0.75～0.92へ引き上げ
- あわせて、低入札価格調査等の簡素化を図るとともに、工事規模に応じて技術開発を促す仕組みを導入

現行

【範囲】

予定価格の

7.0/10～9.0/10

【計算式】

- ・直接工事費 × 0.97
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.90
- ・一般管理費等 × 0.55

上記の合計額 × 1.08



H31.4.1～

【範囲】

予定価格の

7.5/10～9.2/10

【計算式】

- ・直接工事費 × 0.97
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.90
- ・一般管理費等 × 0.55

上記の合計額 × 1.08

※計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。

契約事務の省力化への取り組み

各発注者による適切な入札契約方式の導入・活用を図ることを目的として、
多様な入札契約方式を体系的に整理したガイドラインを策定・公表。

国交省HP (<http://www.mlit.go.jp/tec/nyuusatsukeiyakugaido.html>)

公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドラインの策定（平成27年5月）

本編・事例編の2編で構成
本編は、各方式の概要や選択の考え方等を記載。事例編では、事例やその適用の背景等を整理

工事調達における入札契約方式の全体像

3.1 契約方式	3.2 競争参加者の設定方法	3.3 落札者の選定方法	3.4 支払い方式
工事の施工のみを発注する方式			総価契約方式
設計・施工一括発注方式	一般競争入札	価格競争方式	総価契約 単価合意方式
詳細設計付工事発注方式		総合評価落札方式	
設計段階から施工者が関与する方式（ECI方式）	指名競争入札	技術提案・交渉方式	コストプラス フィー契約・ オープン ブック方式
維持管理付工事発注方式		段階的選抜方式	
包括発注方式	随意契約		
複数年契約方式			
など		など	など

契約事務の省力化への取り組み

段階選抜方式

- 技術提案の作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担軽減を目的に段階選抜方式に取り組む。
- 今年度も、WTO対象の一般土木、建築及び港湾土木の全工事において実施。

【段階選抜方式とは】

- ・ 1次審査は、「技術者評価」、「企業評価」及び「技術提案Ⅰ」の評価により上位15位までを絞り込み。
- ・ 2次審査は、「技術提案Ⅰ」の評価に加え「技術提案Ⅱ」の評価により総合評価を実施。

令和元～4年度 羽ノ浦トンネル工事、令和元～3年度 新今成トンネル工事

トンネル延長 L=753m

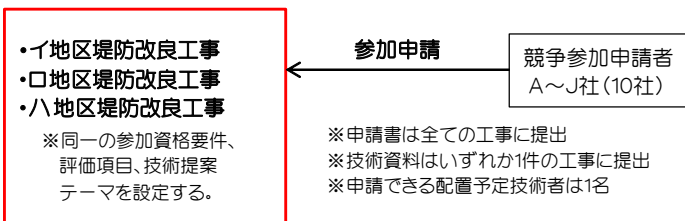
トンネル延長 L=962m

契約事務の省力化への取り組み

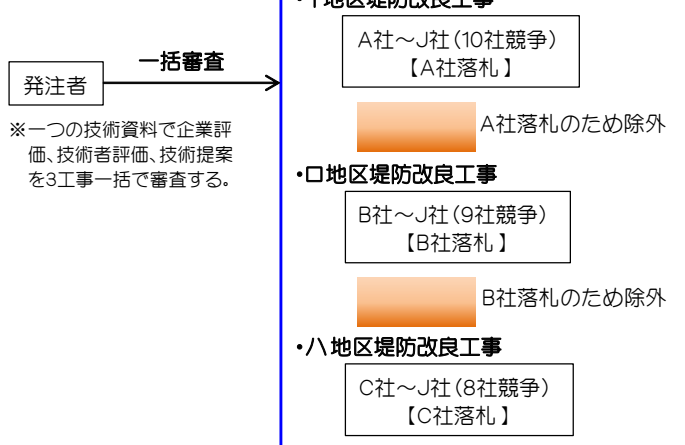
一括審査方式

- 競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担軽減、迅速な入札契約手続き、受注者間の競争による総合的な品質の向上を目的としている。
- 今年度も、本官・分任官工事において積極的に試行を継続する。また、本官工事においては、異なる事務所間の工事にも採用を拡大する。

◆手続きイメージ



◆落札イメージ



令和元年度 発注工事のグルーピング例

令和元～2年度 長沢第2高架橋上部工事

鋼4経間連続非合成少数版桁橋 L=200m

令和元～2年度 余戸南第2高架橋上部工事

鋼4経間連続非合成少数版桁橋 L=204m

令和元～4年度 羽ノ浦トンネル工事、

トンネル延長 L=753m

令和元～3年度 新今成トンネル工事

トンネル延長 L=962m

契約事務の省力化への取り組み

自治体実績評価型(チャレンジ型)

- 近年において直轄工事の施工実績を持たない企業の受注機会を拡大し、地域建設業の担い手を確保することを目的として、総合評価項目の企業及び技術者評価の工事成績において、県発注工事と直轄発注工事の工事成績を同等に扱う試行を実施する。
- 今年度は、直轄と自治体に差がある評価項目を見直し、更に同等性を向上させる。

工事発注平準化への取り組み

これまでの経緯

- H27.1 品確法第22条に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」において、発注者に対し、施工時期等の平準化を実施することを**努力義務として規定**
- H28.3 「i-Construction～建設現場の生産性革命～」において、3つ視点の**トップランナー施策のひとつ**として、「施工時期の平準化」を設定

国交省の取組

①国庫債務負担行為の積極的活用

※2ヶ年国債＋当初予算におけるゼロ国債

H29年度 約2900億円 → H31年度 約3200億円

②地域単位での発注見通しの統合・公表の更なる拡大

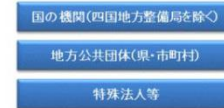
H29 .3 約500団体 → H31 .3 約1500団体

③地方公共団体等への取組要請

◆四国地方整備局の発注見通し



◆四国内の発注見通し情報



発注見通しの統合・公表のページ(イメージ)

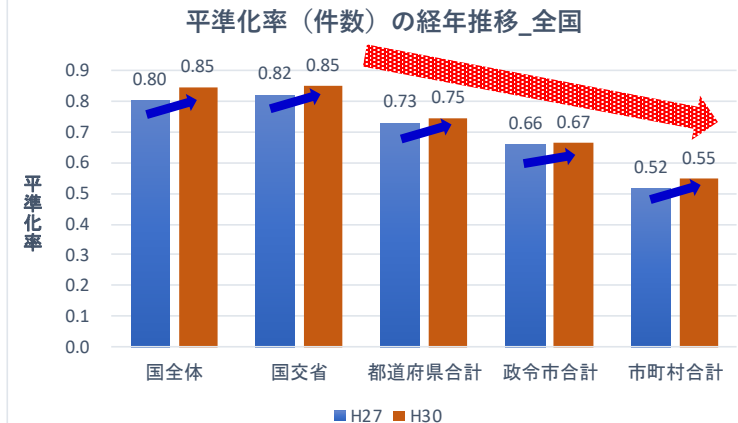
実績

- 平成30年度の平準化率※は、国:0.85、都道府県:0.75、政令市:0.67、市町村:0.55である。

$$\text{※平準化率} = \frac{\text{4-6月期の平均稼働件数}}{\text{年度の平均稼働件数}}$$

- 施工時期の平準化の取組が浸透しつつあるものの、市町村では未だ低い水準となっている。

※ 平準化率は、「一般財団法人 日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事（1件当たり500万円以上）を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出（データ抽出時点：令和元年5月18日）



地方公共団体における平準化の取組

取組状況（地方公共団体における平準化に向けた取組の促進）

H27.2 総務省と連名で、地方公共団体に対して平準化について要請

- ※以降、■H28.2、■H28.10、■H29.2、■H30.2、■H30.11、■H31.2に要請。
- ※H29.2以降は、地方公共団体の契約担当課だけではなく、新たに財政担当課に対しても平準化について要請。

H28.2 総務省と連名で、地方公共団体に対して、社会資本総合整備計画に係る交付金事業に関し、ゼロ債務負担行為を設定して事業を実施することも可能であること等について通知

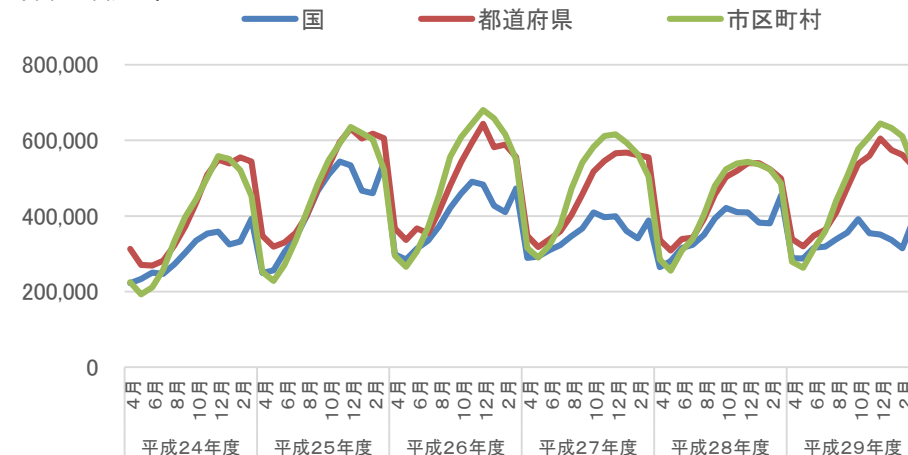
H28.4 都道府県が取り組む先進的な事例を収集し、平準化の取組事例集をとりまとめ

- ※H29.3に市区町村の事例を収集し、第2版を公表
- ※H30.5に市区町村の事例を拡充し、第3版を公表

H31.2 総務省と連名で、地方公共団体に対して、速やかな繰越手続の徹底による建設業の適正な労働環境の確保について通知

【国・都道府県・市区町村における平準化の状況】

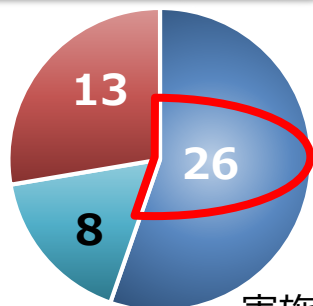
（単位：百万円）



出典：建設総合統計 出来高ベース（全国）

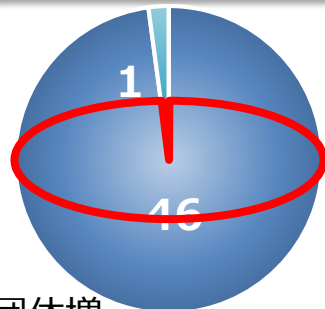
債務負担行為の活用状況（交付金事業/H28.2、H31.2比較）

H28.2債務負担行為

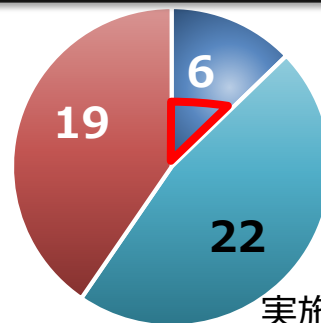


実施団体：20団体増

H31.2債務負担行為



H28.2ゼロ債務負担行為



実施団体：33団体増

H31.2ゼロ債務負担行為



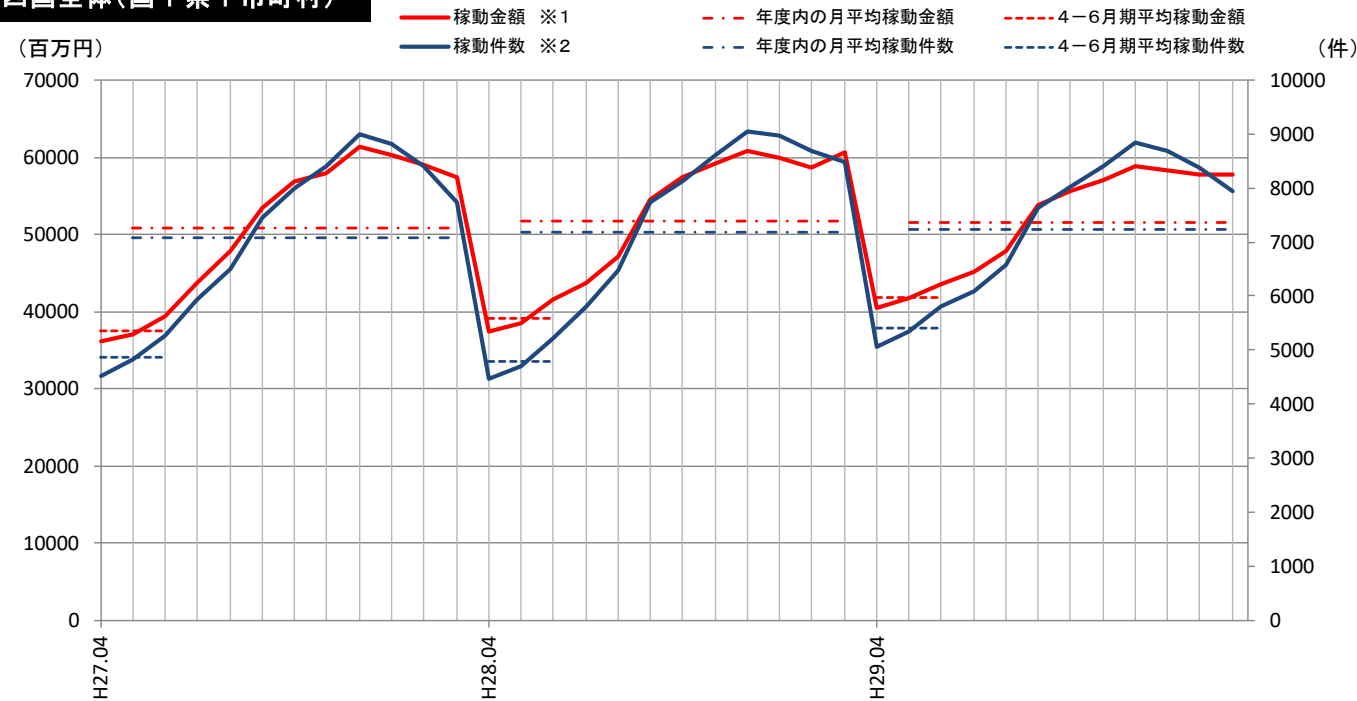
■本年度実施し、翌年度も実施予定 ■本年度は実施していないが、翌年度から実施予定または実施する方向で検討 ■実施していない

定義

平準化率【件数(金額)】
 =
 (4月-6月)の月平均 工事稼働件数(金額)
 /
 (当該年度)の月平均 工事稼働件数(金額)

※数値が大きいほど平準化は進んでいる。

四国全体(国+県+市町村)



四国全体 【国+県+市町村】		機関の数		
		H28	H29	H30
平準化率 【件数】	0.9以上	6 機関	14 機関	12 機関
	0.8～0.9未満	7 機関	14 機関	11 機関
	0.7～0.8未満	11 機関	12 機関	9 機関
	0.6～0.7未満	20 機関	20 機関	17 機関
	0.6未満	63 機関	50 機関	61 機関

四国全体 【国+県+市町村】		機関の数		
		H28	H29	H30
平準化率 【金額】	0.9以上	11 機関	18 機関	20 機関
	0.8～0.9未満	16 機関	18 機関	11 機関
	0.7～0.8未満	21 機関	18 機関	10 機関
	0.6～0.7未満	15 機関	16 機関	16 機関
	0.6未満	44 機関	40 機関	53 機関

	平準化率【四国全体】 (4月-6月)月平均／(当該年度)月平均		
	H28	H29	H30
件数	0.67	0.75	0.69
金額	0.76	0.81	0.76

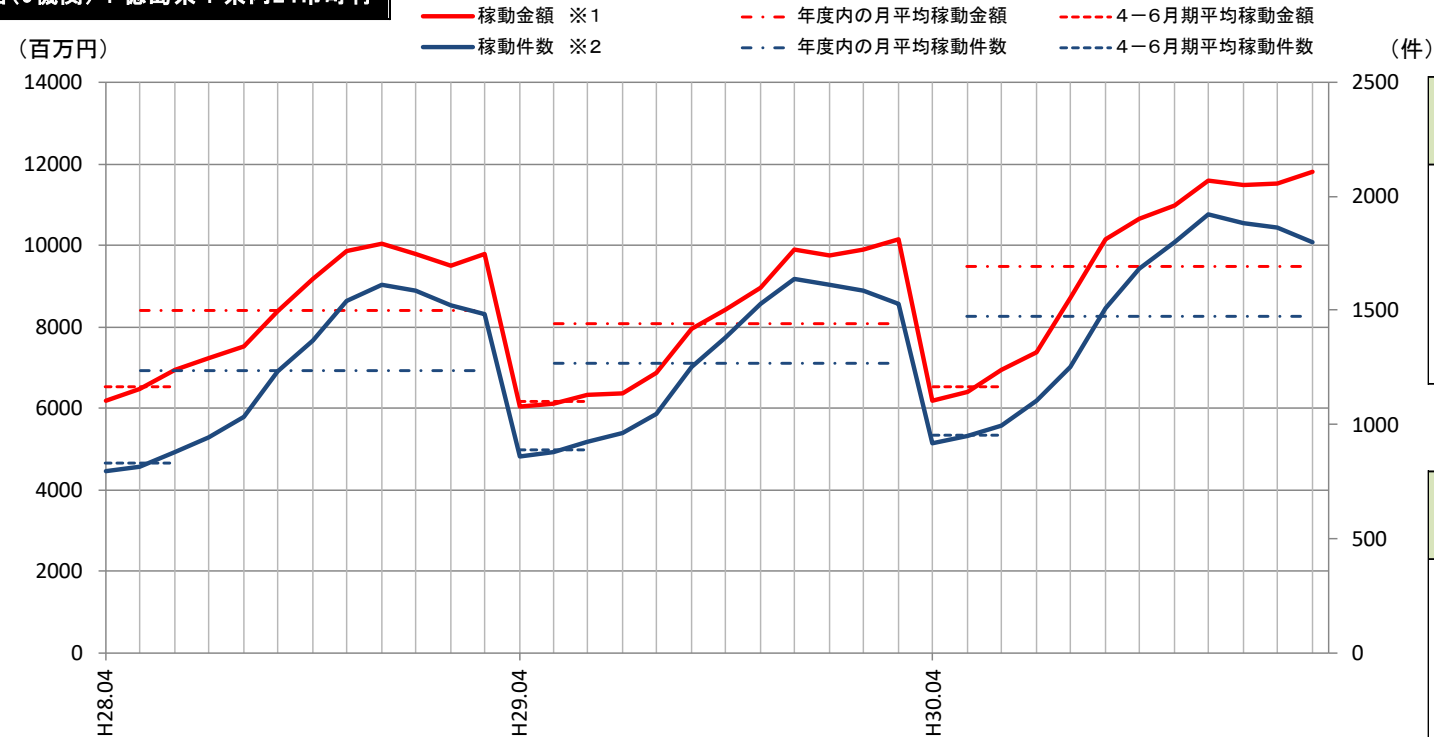
※工事実績情報システムより500万円以上の工事を抽出

定義

$$\text{平準化率【件数(金額)】} = \frac{(\text{4月-6月})\text{の月平均 工事稼働件数(金額)}}{(\text{当該年度})\text{の月平均 工事稼働件数(金額)}}$$

※数値が大きいほど平準化は進んでいる。

国(9機関)＋徳島県＋県内24市町村



地整・県・市町村		団体の数		
		H28	H29	H30
平準化率【件数】	0.9以上	3 団体	6 団体	2 団体
	0.8～0.9未満	0 団体	2 団体	2 団体
	0.7～0.8未満	2 団体	2 団体	1 団体
	0.6～0.7未満	3 団体	7 団体	7 団体
	0.6未満	18 団体	9 団体	14 団体

地整・県・市町村		団体の数		
		H28	H29	H30
平準化率【金額】	0.9以上	4 団体	3 団体	4 団体
	0.8～0.9未満	3 団体	4 団体	3 団体
	0.7～0.8未満	5 団体	5 団体	2 団体
	0.6～0.7未満	4 団体	4 団体	5 団体
	0.6未満	10 団体	10 団体	12 団体

	平準化率【国(9機関)＋県＋24市町村】 (4月-6月)月平均／(当該年度)月平均		
	H28	H29	H30
件数	0.67	0.70	0.65
金額	0.78	0.76	0.69

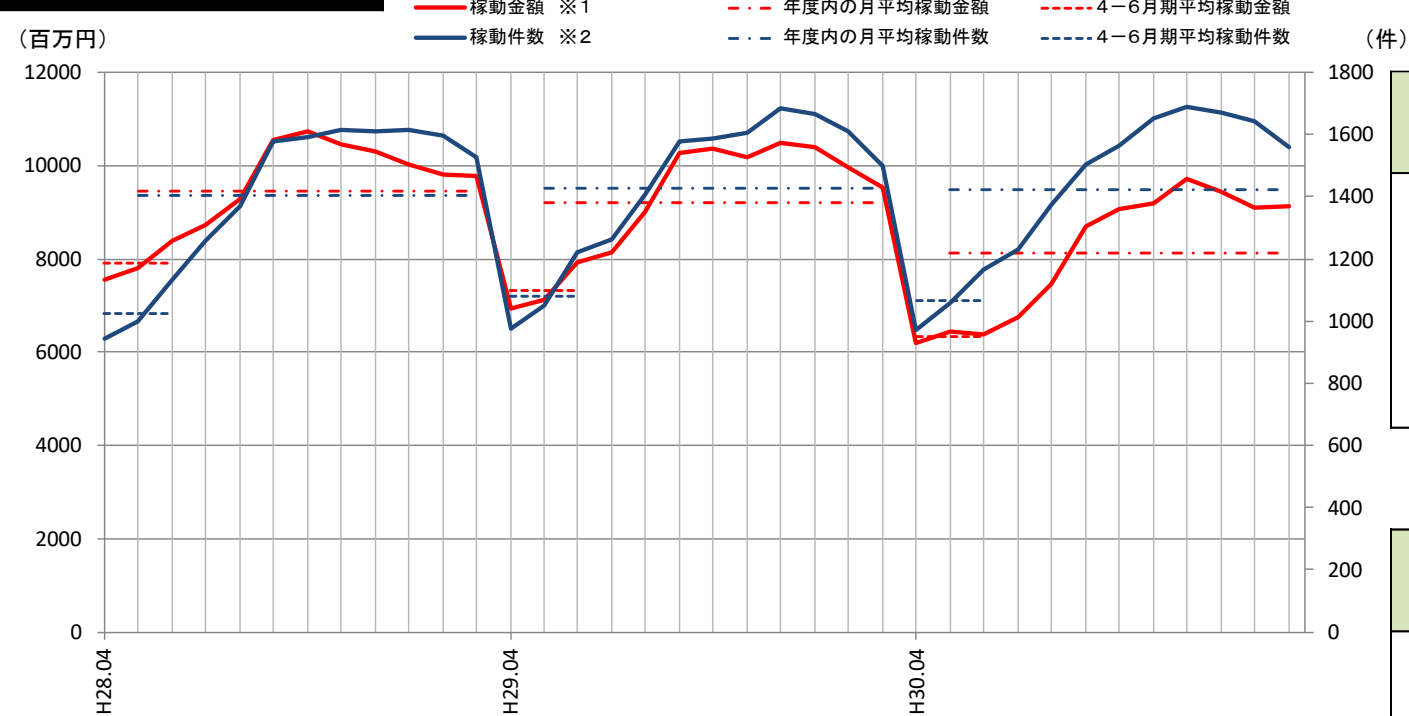
※工事実績情報システムより500万円以上の工事を抽出

定義

$$\text{平準化率【件数(金額)】} = \frac{(\text{4月-6月})\text{の月平均 工事稼働件数(金額)}}{(\text{当該年度})\text{の月平均 工事稼働件数(金額)}}$$

※数値が大きいほど平準化は進んでいる。

国(9機関)+香川県+県内17市町



地整・県・市町		団体の数		
		H28	H29	H30
平準化率【件数】	0.9以上	0 団体	1 団体	1 団体
	0.8～0.9未満	3 団体	4 団体	2 団体
	0.7～0.8未満	1 団体	0 団体	2 団体
	0.6～0.7未満	3 団体	2 団体	2 団体
	0.6未満	12 団体	12 団体	12 団体

地整・県・市町		団体の数		
		H28	H29	H30
平準化率【金額】	0.9以上	2 団体	3 団体	4 団体
	0.8～0.9未満	5 団体	4 団体	1 団体
	0.7～0.8未満	4 団体	4 団体	3 団体
	0.6～0.7未満	3 団体	3 団体	1 団体
	0.6未満	5 団体	5 団体	10 団体

	平準化率【国(9機関)+県+17市町】 (4月-6月)月平均／(当該年度)月平均		
	H28	H29	H30
件数	0.73	0.76	0.75
金額	0.84	0.80	0.78

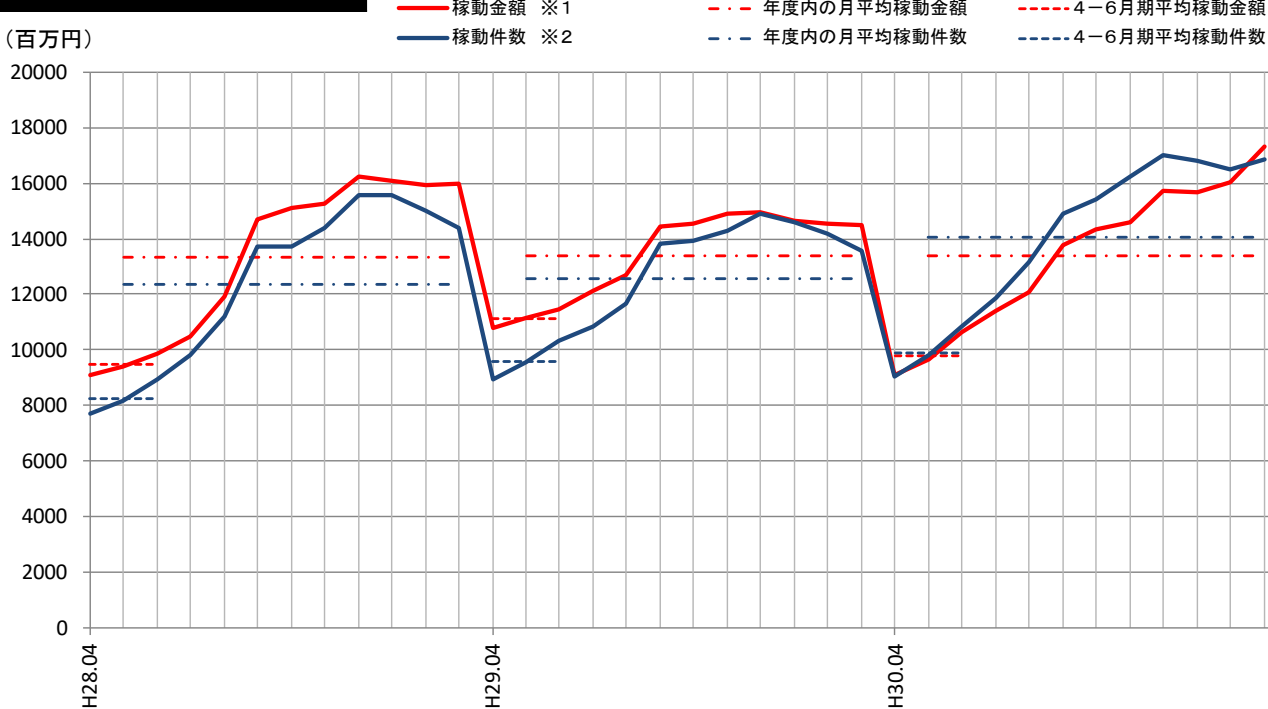
※工事実績情報システムより500万円以上の工事を抽出

定義

$$\text{平準化率【件数(金額)】} = \frac{(\text{4月-6月})\text{の月平均 工事稼働件数(金額)}}{(\text{当該年度})\text{の月平均 工事稼働件数(金額)}}$$

※数値が大きいほど平準化は進んでいる。

国(9機関)＋愛媛県＋県内20市町



地整・県・市町		団体の数		
		H28	H29	H30
平準化率 【件数】	0.9以上	1 団体	4 団体	2 団体
	0.8～0.9未満	1 団体	2 団体	3 団体
	0.7～0.8未満	4 団体	4 団体	5 団体
	0.6～0.7未満	3 団体	4 団体	2 団体
	0.6未満	13 団体	8 団体	10 団体

地整・県・市町		団体の数		
		H28	H29	H30
平準化率 【金額】	0.9以上	1 団体	2 団体	5 団体
	0.8～0.9未満	4 団体	3 団体	1 団体
	0.7～0.8未満	4 団体	4 団体	0 団体
	0.6～0.7未満	2 団体	2 団体	6 団体
	0.6未満	11 団体	11 団体	10 団体

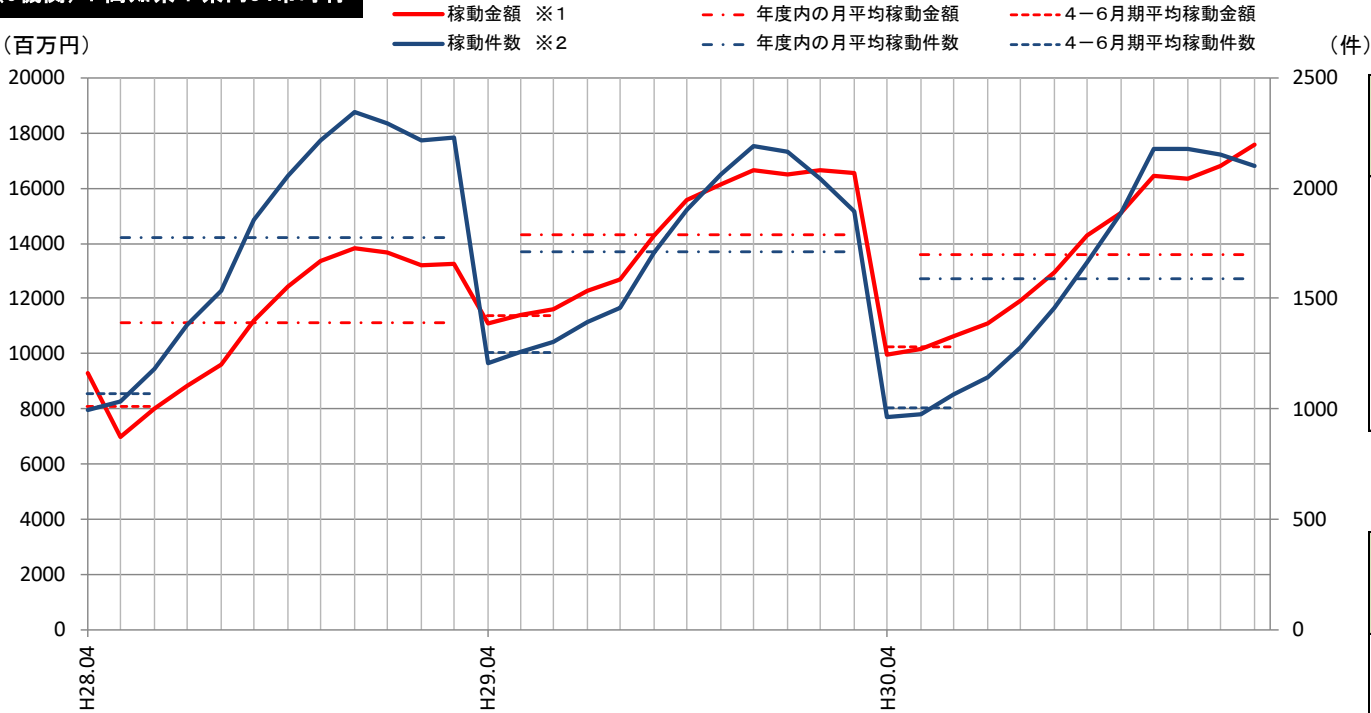
平準化率【国(9機関)＋県＋20市町】 (4月-6月)月平均／(当該年度)月平均			
	H28	H29	H30
件数	0.67	0.76	0.71
金額	0.71	0.83	0.73

定義

$$\text{平準化率【件数(金額)】} = \frac{(\text{4月-6月})\text{の月平均 工事稼働件数(金額)}}{(\text{当該年度})\text{の月平均 工事稼働件数(金額)}}$$

※数値が大きいほど平準化は進んでいる。

国(9機関)＋高知県＋県内34市町村

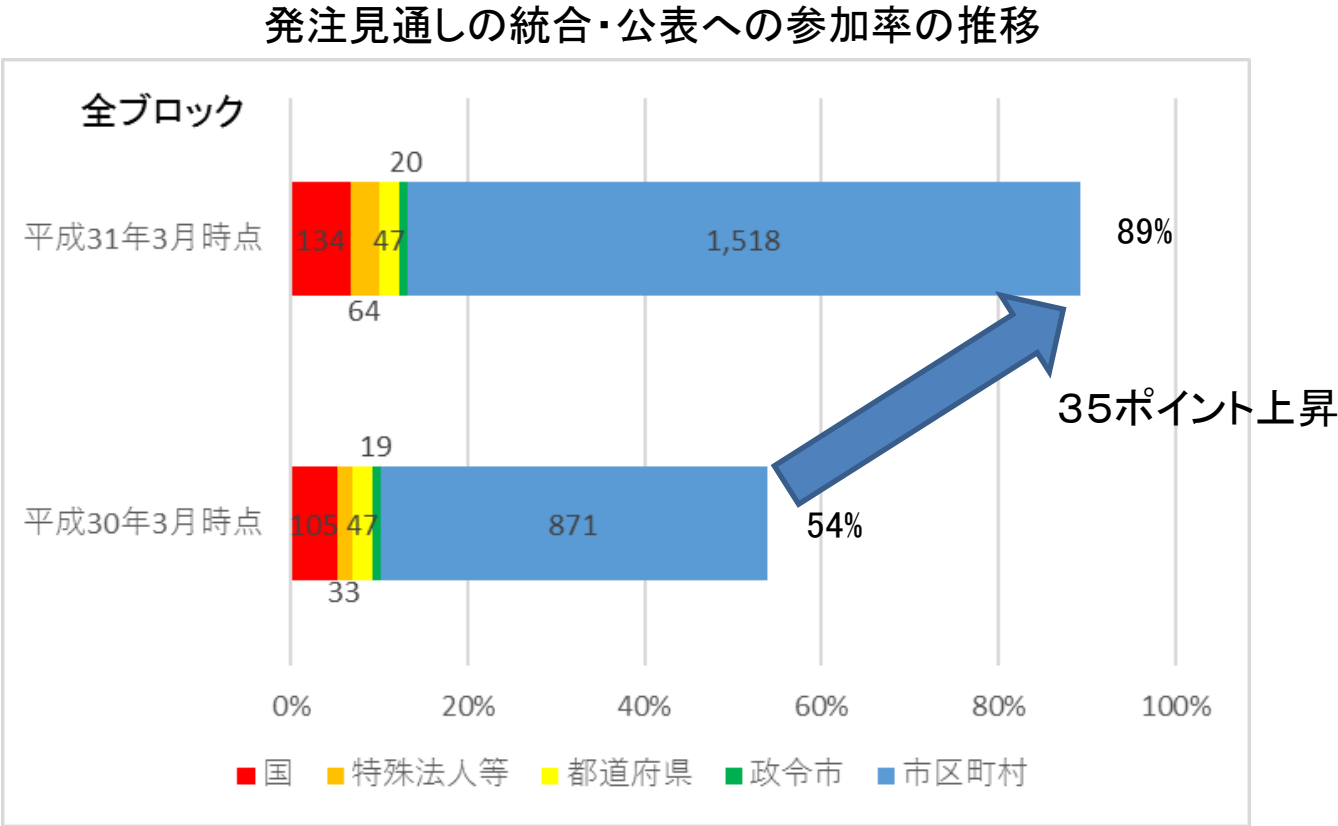


地整・県・市町村		団体の数		
		H28	H29	H30
平準化率【件数】	0.9以上	2 団体	2 団体	5 団体
	0.8～0.9未満	3 団体	6 団体	3 団体
	0.7～0.8未満	6 団体	5 団体	1 団体
	0.6～0.7未満	8 団体	7 団体	6 団体
	0.6未満	17 団体	16 団体	21 団体

地整・県・市町村		団体の数		
		H28	H29	H30
平準化率【金額】	0.9以上	4 団体	4 団体	6 団体
	0.8～0.9未満	5 団体	7 団体	5 団体
	0.7～0.8未満	6 団体	5 団体	4 団体
	0.6～0.7未満	5 団体	4 団体	3 団体
	0.6未満	16 団体	16 団体	18 団体

	平準化率【国(9機関)＋県＋34市町村】 (4月-6月)月平均／(当該年度)月平均		
	H28	H29	H30
件数	0.60	0.73	0.63
金額	0.73	0.80	0.75

○全ブロックで実施している国、地方公共団体等の発注見通しを統合し、とりまとめ版を公表する
取組の参加団体率は、平成29年度末から、平成31年3月時点で35ポイント上昇
⇒令和元年度についても更なる拡大を実施。特に、国、特殊法人全団体の参加を目指す。



全ブロック	国	特殊法人等	都道府県	政令市	市区町村
平成31年3月時点	134/137	64/72	47/47	20/20	1518/1722
平成30年3月時点	105/133	33/73	47/47	19/20	871/1722

発注見通しの統合公表状況

四国品確協

(目的) i-Con推進のトップランナー施策(3本柱)の一つである「**施工時期の平準化**」に有用
 (経緯) 改正品確法の運用指針に基づき、四国品確協では賛同する自治体と実施することを決定
 (利活用) 建設業者は技術者の配置計画(専任)、労務資材の調達に活用出来ます。

発注者は発注情報が共有出来ることから発注時期の平準化に活用出来ます。

四国地整HP(トップページ)

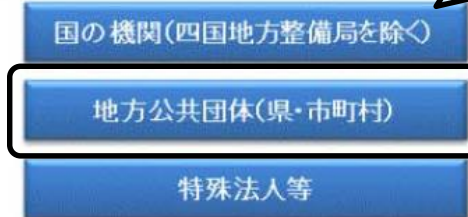


四国内の工事・業務発注見通し情報

◆四国地方整備局の発注見通し



◆四国内の発注見通し情報



個別機関毎

統合版

◆四国内の県別統合発注見通し情報

徳島県 香川県 愛媛県 高知県

R元.4.1版 R元.4.1版 R元.4.1版 R元.4.1版
 (南予のみ
 毎月更新)

平成29年度 徳島県内建設工事発注見通し一覧表

○この一覧表は、平成29年度に徳島県内で発注する予定の建設工事について、各発注機関が公表している発注見通し情報を平成29年10月1日現在、
 ○発注見通しの更新頻度は、発注機関によって異なる場合があります。最新の情報には、各発注機関のホームページ等でご確認ください。
 ○この一覧表の対象となる発注機関は、下記のとおりです。
 国土交通省、四国地方整備局、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、中国四国地方環境事務所

No.	発注機関	担当部署等	発注時期	入札・契約方法	工事名	市町村名	工事箇所	工事種別
1	国土交通省	〇〇事務所	第3四半期	一般競争入札(総合評価)	平成29年度 〇〇橋下工事	〇〇市	〇〇地先	土木一式工事
2	徳島県	東部県土整備局(香川庁舎)	第4四半期	指名競争入札	H29〇〇 〇〇〇〇 舗装工事	〇〇市	〇〇市〇〇町〇〇	舗装工事
3	徳島県	常務課	第3四半期	一般競争入札	H29〇〇 〇〇〇〇 建築工事	〇〇町	〇〇市〇〇町〇〇	建築一式工事
4	徳島県	西部県土整備局(高松庁舎)	第3四半期	一般競争入札(総合評価)	H29〇〇 〇〇〇〇 排水路工事	〇〇町	〇〇市〇〇町〇〇	土木一式工事
5	〇〇市	土木課	第3四半期	指名競争入札	市道〇〇線道路改良工事	〇〇市	〇〇市〇〇	土木一式工事
6	〇〇町	〇〇課	第3四半期	指名競争入札	町道〇〇線排水管改良工事	〇〇町	〇〇市〇〇	土木一式工事

Excelの「フィルタ」ボタンで欲しい情報を検索

(様式1)

工事の発注の見通しについて

平成29年10月1日現在

番号	発注機関	部署	事務所名	工事名	工事場所	工事期間	工事種別	工事概要	入札及び契約の方法	入札予定時期	備考
1	愛媛県	土木部	中予地方局建設部	(一)〇〇線架設工事	西条市〇〇	約9ヶ月	土木一式工事	施工区長L=140m W=5.5/7.0m 特殊土型工A=12,000m ²	入札後審査型一般競争入札	第3四半期(11月予定)	総合評価案件(実績確認型)
2	国土交通省	—	松山河川事務所	〇〇工事	—	—	—	—	—	第3四半期	—

Excelデータをダウンロードして必要なデータの抽出、並替え等の加工等が可能

(注1) 公表工事は、予定価格が250万円を超えると見込まれるものが対象である。

発注見通しの統合公表状況

四国品確協

■四国における発注見通しの統合公表 団体一覧

○:参加団体

国			特殊法人等			県			市町村											
1	四国地方整備局	○	1	(独)水資源機構	○	1	徳島県	○	1	徳島市	○	1	高松市	○	1	松山市	○	1	高知市	○
2	中国四国農政局	○	2	本州四国連絡高速道路(株)	○	2	香川県	○	2	鳴門市	○	2	丸亀市	○	2	今治市	○	2	室戸市	○
3	四国森林管理局	○	3	西日本高速道路(株)	○	3	愛媛県	○	3	小松島市	○	3	坂出市	○	3	宇和島市	○	3	安芸市	○
4	第五管区海上保安本部	○				4	高知県	○	4	阿南市	○	4	善通寺市	○	4	八幡浜市	○	4	南国市	○
5	第六管区海上保安本部	○							5	吉野川市	○	5	観音寺市	○	5	新居浜市	○	5	土佐市	○
6	中国四国地方環境事務所	○							6	阿波市	○	6	さぬき市	○	6	西条市	○	6	須崎市	○
7	中国四国防衛局	○							7	美馬市	○	7	東かがわ市	○	7	大洲市	○	7	宿毛市	○
8	大阪航空局	○							8	三好市	○	8	三豊市	○	8	伊予市	○	8	土佐清水市	○
9	高松高等裁判所	○							9	勝浦町	○	9	土庄町	○	9	四国中央市	○	9	四万十市	○
10	四国財務局	○							10	上勝町	○	10	小豆島町	○	10	西予市	○	10	香南市	○
11	高松国税局	○							11	佐那河内村	○	11	三木町	○	11	東温市	○	11	香美市	○
12	四国運輸局	○							12	石井町	○	12	直島町	○	12	上島町	○	12	東洋町	○
13	四国管区警察局	○							13	神山町	○	13	宇多津町	○	13	久万高原町	○	13	奈半利町	○
14	四国経済産業局	○							14	那賀町	○	14	綾川町	○	14	松前町	○	14	田野町	○
									15	牟岐町	○	15	琴平町	○	15	砥部町	○	15	安田町	○
									16	美波町	○	16	多度津町	○	16	内子町	○	16	北川村	○
									17	海陽町	○	17	まんのう町	○	17	伊方町	○	17	馬路村	○
									18	松茂町	○				18	松野町	○	18	芸西村	○
									19	北島町	○				19	愛南町	○	19	本山町	○
									20	藍住町	○				20	鬼北町	○	20	大豊町	○
									21	板野町	○							21	土佐町	○
									22	上板町	○							22	大川村	○
									23	つるぎ町	○							23	いの町	○
									24	東みよし町	○							24	仁淀川町	○
																		25	中土佐町	○
																		26	佐川町	○
																		27	越知町	○
																		28	梶原町	○
																		29	日高村	○
																		30	津野町	○
																		31	四万十町	○
																		32	大月町	○
																		33	三原村	○
																		34	黒潮町	○

14／14

3／3

4／4

95／95

令和元年度からは公表率100%を達成

65

14／14

3／3

4／4

95／95

令和元年度からは公表率100%を達成

生産性向上を目指した各種取り組み

- 平成28年度の土工を皮切りに、主要工種から順次、ICT活用に向けた基準類を整備

H28	H29	H30	H31	H32以降
生産性革命元年	前進の年	深化の年	貫徹の年	
ICT土工				
	ICT舗装工 (H29アスファルト舗装・H30コンクリート舗装)			
	ICT浚渫工			
		ICT浚渫工 (河川)		
			ICT地盤改良工	
			ICT法面工	
			ICT付帯構造物設置工	
15基準 (新規9・改定6)	33基準 (新規15・改定18)	30基準 (新規13・改定17)	29基準 (新規14・改定15) 予定	

※測量分野については、平成30年度からICT活用拡大 (1基準を新規策定、1基準を改定)

※維持管理分野 (点検) については、平成30年度からICT活用拡大 (2基準を新規策定)

※建築分野 (官庁営繕) については、平成30年度からICT活用拡大 (1基準を新規策定、1基準を改定)



i-Constructionの貫徹に向けたICT施工の拡大
～令和元年度は約2倍の取組みを実施～

- 四国地方整備局では、平成28年度よりICT施工を本格導入し、平成30年度は土工が32件、舗装工が2件の計34件で、対象工事の約5割で実施したところである。このほか、浚渫工で4件、ブロック据付工で1件、基礎工で1件の実施を行ったところである。
- 本年度のICT推進に係る取組みとしては、全体で対前年度比約2倍の69件でICTの活用を行い、更なる普及拡大に向けた取組みを実施していきます。

問い合わせ先

国土交通省 四国地方整備局 企画部 TEL : 087-851-8061 FAX : 087-811-8412
技術管理課長 庄野 達也 (内線3311)



参考

	H28	H29	H30	H31	H32以降
	生産性革命元年	前進の年	深化の年	貫徹の年	
ICT土工	砂防土工 河床等掘削				
	ICT舗装工 (H29アスファルト舗装・H30コンクリート舗装)				
	ICT浚渫工 (港湾)				
	ICT浚渫工 (河川)				
	ICT地盤改良工				
	ICT土工の関連工種 (ICT付帯構造物工) (ICT法面工) (作業土工(床堀))				
土工	22 件	17 件	32 件	56 件	
舗装工	0 件	3 件	2 件	9 件	
浚渫工	1 件	2 件	4 件	3 件	
ブロック据付工	-	-	1 件	0 件	
基礎工	-	-	1 件	1 件	
計	23 件	22 件	40 件	69 件	

※ブロック据付工、基礎工はH30年度より港湾独自でモデル工事としてICT施工に位置づけている。

H30までの取り組み

- **ICTの活用拡大** ※H28トップランナー施策
 - ✓ H28より土工、H29より舗装工・浚渫工・i-Bridge(試行)、H30より維持管理分野・建築分野(官庁営繕)・河川浚渫等へ導入
 - ✓ 自治体をフィールドとしたモデル事業の実施 等
- **全体最適の導入**(コンクリート工の規格の標準化等)
 - ✓ 「機械式鉄筋定着工法」等の要素技術のガイドライン、埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン、コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン等の策定
- **施工時期等の平準化**
 - ✓ 平準化のための2カ年国債及びゼロ国債について、
H29:約2900億円、H30:約3100億円、H31:約3200億円
 - ✓ 地域単位での発注見通しの統合・公表 等
- **3次元データの収集・利活用**
 - ✓ 3次元データ利活用方針の策定(H29.11)
 - ✓ ダム、橋梁等の大規模構造物設計へ3次元設計の適用を拡大
- **産学官民の連携強化**
 - ✓ i-Construction推進コンソーシアム設立(H30.1)、本省にてニーズ・シーズのマッチングを実施し、取組を地方整備局に拡大
 - ✓ 建設現場のデータのリアルタイムな取得・活用などを実施するモデルプロジェクトを開始(H30.10～)
- **普及・促進施策の充実**
 - ✓ 各整備局等に地方公共団体に対する相談窓口を設置
 - ✓ i-Construction大賞(大臣表彰制度)を創設(H29.12)
 - ✓ i-Constructionロゴマークを作成(H30.6)

H31「貫徹」の年の新たな取り組み

ICTの活用拡大

- ・ 工事の大部分でICT施工を実施するため、地盤改良工、付帯構造物工など3工種を追加し、20を超える基準類を整備
- ・ 上記基準を適用する「ICT-Full活用工事」を実施

i-Constructionモデル事務所等を決定

- ・ i-Constructionモデル事務所
 - ➔ 事業全体でBIM/CIMを活用しつつ、ICT等の新技術の導入を加速化させる「3次元情報活用モデル事業」を実施
- ・ i-Constructionサポート事務所
 - ➔ 「ICT-Full活用工事」を実施するとともに、地方公共団体や地域企業の取組をサポート

中小企業への支援

- ・ 小規模土工の積算基準を改善

公共事業のイノベーションの促進

- ・ 新技術導入促進調査経費を拡大し、測量に係るオープン・イノベーションを実施
- ・ 革新的社会資本整備研究開発推進事業等によりインフラに係る革新的な産・学の研究開発を支援

- i-Constructionを一層促進し、平成31年の「貫徹」に向け、3次元データ等を活用した取組をリードする直轄事業を実施する事務所を決定。
- これにより、設計から維持管理までの先導的な3次元データの活用やICT等の新技術の導入を加速化。

① i-Constructionの取組を先導する「i-Constructionモデル事務所」 (全国10事務所)

- 調査・設計から維持管理までBIM/CIMを活用しつつ、3次元データの活用やICT等の新技術の導入を加速化させる『3次元情報活用モデル事業』を実施。
- 集中的かつ継続的に3次元データを利活用することで、事業の効率化を目指す。

② ICT-Full活用工事の実施や地域の取組をサポートを行う「i-Constructionサポート事務所」 (全国53事務所※)

- 国土交通省直轄事業において工事の大部分でICTを活用する『ICT-Full活用工事』の実施など、積極的な3次元データやICT等の新技術の活用を促進。
- 地方公共団体や地域企業のi-Constructionの取組をサポートする事務所として、i-Constructionの普及・拡大を図る。

※ モデル事務所を含む。

★ その他、全事務所において

- ICT土工をはじめとする建設分野におけるICTの活用拡大など、i-Constructionの原則実施を徹底し、国土交通省全体でi-Constructionの貫徹に向けた着実な取組を推進。

モデル事務所	3次元情報活用モデル事業
小樽開発建設部	一般国道5号 倶知安余市道路
鳴瀬川総合開発工事事務所	鳴瀬川総合開発事業
信濃川河川事務所	大河津分水路改修事業
甲府河川国道事務所	新山梨環状道路
	中部横断自動車道
新丸山ダム工事事務所	新丸山ダム建設事業
豊岡河川国道事務所	円山川中郷遊水地整備事業
	北近畿豊岡自動車道 豊岡道路
岡山国道事務所	国道2号大樋橋西高架橋
松山河川国道事務所	松山外環状道路インター東線
立野ダム工事事務所	立野ダム本体建設事業
南部国道事務所	小祿道路

-  **モデル事務所**
-  **サポート事務所**
(モデル事務所を含む)



四国地方整備局における3次元情報の活用事例

3Dモデル事務所(松山河川国道事務所) 松山外環状道路インター東線

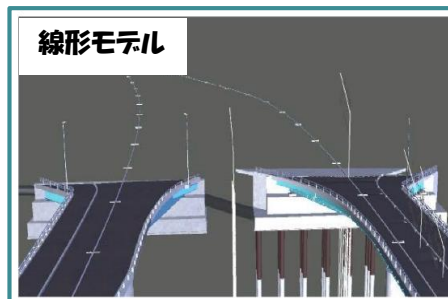
空中写真測量データなどの既存データを用いて3Dデータを作成し、今後の設計、工事、管理に使用することで効率化を図る。

空中写真測量データ
(平成28年5月撮影)



④ CIMモデルイメージ

線形モデル



地形モデル



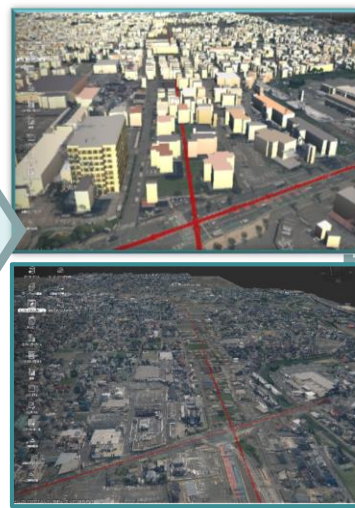
広域地形モデル



① 三次元点群データの作成



② 線形モデル、建物立体データの作成



③ 広域地形モデルの作成



■目的

国交省が全国に展開している現場支援型モデル事業を活用した協議会をH29「**徳島モデル工事支援協議会**」、H30「**高知県モデル工事支援連絡協議会**」を立ち上げ、このモデル工事をICT活用工事のショーケースとして、更なる地域展開を促進。

- ◆自治体の発注者並びに受注者がモデル工事でICT活用工事を体感することで不安を払拭し、メリットを実感。
- ◆モデル工事で創出されたノウハウについてコストを含めて公開することにより、ICTへの積極的な設備投資を促す。

■モデル工事概要

[徳島県発注]

H29那賀川・土佐工区 那賀・和食河川工事

◆対象土量

- ・路体(築堤)盛土 約12,000m³
- ・法面整形 約 4,000m²

[高知県発注]

県道高知南環状線社会資本整備総合交付金工事

◆対象土量

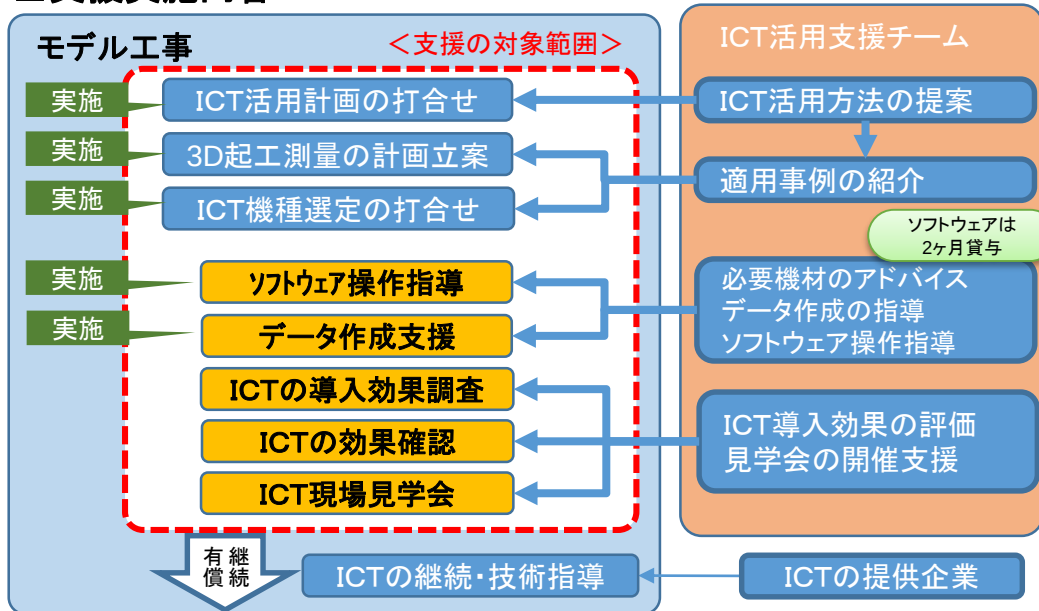
- ・道路改良 L=100m
- ・盛土 約4,500m³



◆ICT建設機械

- ・MCバックホウ
- ・MCブルドーザ
- ・締固め管理システム

■支援実施内容



■期待される支援効果



ICT活用計画書作成打合せ



現地状況把握



データ作成講習により技能を習熟



丁張り不要の圧倒的な施工効率を体感

建設現場の生産性向上（i-Construction）の優れた取組を表彰し、ベストプラクティスとして広く紹介することにより、i-Constructionを推進することを目的に、平成29年度、「i-Construction大賞」を創設

○i-Construction大賞の表彰対象・審査

前年度に完成した直轄工事を実施した団体を対象とし、地方整備局等からの推薦、省内に設置した『i-Construction大賞選考委員会（委員長：国土交通省技監）』における審議を経て、表彰団体を決定

平成30年度 i-Construction大賞受賞者一覧

○直轄工事／業務部門

NO	表彰の種類	業者名	工事／業務名	発注地等
1	国土交通大臣賞	株式会社 加藤組	国道54号下布野歩道工事	中国
2	優秀賞	宮坂建設工業 株式会社	一般国道274号 清水町 山南改良工事	北海道
3	優秀賞	株式会社 佐藤工務店	中野地区道路改良工事	東北
4	優秀賞	水郷建設 株式会社	H28西浦右岸大岩田地区波浪対策護岸工事	関東
5	優秀賞	株式会社 小島組	H29 鹿島港外港地区中央防波堤付属施設築造工事	関東
6	優秀賞	国際測地 株式会社	平成28年度上尾道路敷地調査他業務	関東
7	優秀賞	共和土木 株式会社	平成29年度浦山縦工他工事	北陸
8	優秀賞	中日建設 株式会社	平成29年度 庄内川下之一色しゅんせつ工事	中部
9	優秀賞	株式会社 おかむら	平成29年度 名古屋港庄内川治地外浚渫工事	中部
10	優秀賞	株式会社 吉川組	精華松橋乾谷地区橋梁下部他工事	近畿
11	優秀賞	株式会社 大竹組	平成28年度 大谷地区改良工事	四国
12	優秀賞	岡本建設 株式会社	跡瀬地区道路改良工事	九州
13	優秀賞	株式会社 大寛組	平成28年度港川地区改良外工事	沖縄
14	優秀賞	高砂熱学工業 株式会社	経済産業省総合庁舎別館改修（16）機械設備その他工事	官庁室

○地公体等工事／業務部門

NO	表彰の種類	業者名	工事／業務名	発注者
15	国土交通大臣賞	田中産業 株式会社	一般国道253号(三和安塚道路)本郷サーチャータンク工事	新潟県
16	優秀賞	戸田建設・鹿内組特定建設工事共同企業体	青森空港整備事業滑走路・誘導路改良工事	青森県
17	優秀賞	小川工業 株式会社	社会資本整備総合交付金（河川）工事（護岸工）	埼玉県
18	優秀賞	株式会社 正治組	平成28年度[第28-D7313-01号]（一）静岡港並山停車場防犯・安全交付金工事（長崎橋脚脚部補強工）	静岡県
19	優秀賞	八木建設 株式会社	H28阿土 南部健康運動公園 阿南・森野他 陸上競技場整備工事（起工準備型）	徳島県
20	優秀賞	増崎建設 株式会社	一般県道諫早外環状線道路改良工事(盛土工10)	長崎県

○i-Construction推進コンソーシアム会員の取組部門

NO	表彰の種類	取組団体名	取組名	本社所在地
21	国土交通大臣賞	株式会社 政工務店	平成29年度における株式会社政工務店の取組	佐賀県
22	優秀賞	ライト工業 株式会社	道路盛土直下の地盤改良工事におけるICTの活用	東京都
23	優秀賞	株式会社 コイシ	U・A・Vによる除草工事の出来形管理について	大分県
24	優秀賞	一般社団法人 Civilユーザ会	一般社団法人Civilユーザ会のBIM/CIIM推進への取組	東京都
25	優秀賞	フタバコンサルタント 株式会社	i-Constructionの取組	福島県



平成28年度 大谷地区改良工事 【四国地方整備局 徳島河川国道事務所】

推薦者	四国地方整備局
発注者	徳島河川国道事務所
工期	平成28年9月8日～平成29年10月31日
施工場所	徳島県海部郡牟岐町大字中村字大谷地先
請負代金額	129,470千円

＜女性や若手技術者を中心とした“ICTeam3D”＞



＜他県建協の講習会に招待＞ ＜他県業者や小学生を対象にした見学会＞

【工事・業務概要】

- 本工事は、一般国道55号牟岐バイパスの大谷地区において道路改良工事を実施したものである。
 - ・道路土工（掘削 12,680m³ 盛土 11,570m³）
 - ・地盤改良工 中層混合処理 592m³
 - ・カルバート工 場所打函渠 243m³
- ICT施工は掘削、盛土（法面整形）において全面活用
 - ・起工測量（地上型レーザースキャナー）
 - ・ICT施工（MGバックホウ）
 - ・出来形計測（地上型レーザースキャナー）



- 測量から施工までのプロセスを完全に内製化し、社内に女性や若手技術者（20代）を中心としたプロジェクトチーム“ICTeam3D”を立ち上げるなど、i-Constructionに対して積極的に取り組み
- 全国各地の講習会や展示会に招待され、自社の取り組みについて講演を行うなど、i-Constructionの普及に大きく貢献

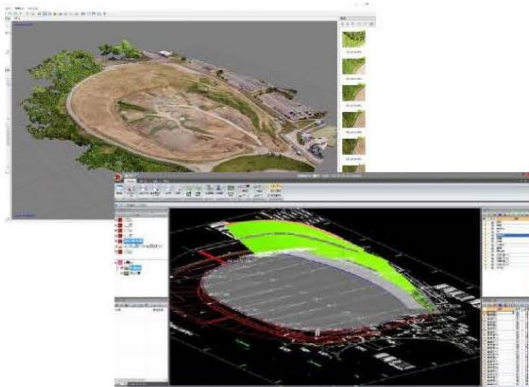
H28阿土 南部健康運動公園 阿南・桑野他 陸上競技場整備工事（担い手確保型）【徳島県 南部総合県民局】

推薦者	徳島県
発注者	徳島県 南部総合県民局
工期	平成29年4月1日～平成30年3月10日
施工場所	徳島県阿南市桑野町他
請負代金額	61,986千円

【工事・業務概要】

- 南部健康運動公園における陸上競技場整備工事敷地造成工（掘削工13,600m³、盛土工18,800m³）
- 重力式擁壁工125m³、雨水排水設備工1式、電線管路工（地下埋設管）1式
- 掘削工、盛土工においてICT施工を実施
- 起工測量：UAV、ICT施工：MCバックホウ・MCブルドーザー、出来型管理：UAV、品質（締固め回数）管理：GNSS
- 建設現場の週休2日を確保するモデル工事

＜3D設計データの作成＞



＜ICT建機による掘削、敷均し＞



＜県内の同業他社を対象とした現場講習会＞



- 週休2日モデル工事として掘削工、盛土工でICT施工を実施し、県工事で初めてのICT活用工事にも関わらず、週休2日を実現
- 現場講習会を主催し、県内の同業他社へのICTの普及を促進するとともにその内容をインターネットで情報配信し全国にPR

工事関係書類等の適正化指針(案)

工事関係書類等の適正化指針(案)概要

○「工事関係書類等の適正化検討WG」(3回実施→H30.10.18策定)

第1回：平成30年3月23日 第2回：平成30年5月30日 第3回：平成30年9月27日

○メンバー 20名

①四国土木施工管理技士会連合会：各県2名、②監督支援業務4名、③四国地方整備局 8名

○設置の主旨

四国地方整備局では、現場の技術者の負担軽減のため、平成21年に「土木工事書類作成マニュアル」を策定、平成24年に見直しを行い運用を図ってきたが、抜本的な解決には至っていなかったことから、工事関係書類等の適正化に取り組む「工事関係書類等の適正化検討WG（仮称）」を設置

○工事関係書類等の適正化指針(案)」のポイント

①誰が作成するかを明確に、②作成不要な書類を明確に、③書類適正化“目安箱”を設置

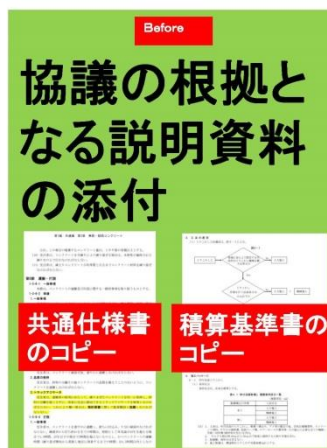
四国地方整備局発注工事における
工事関係書類等の適正化指針(案) 概要版

平成30年10月
国土交通省 四国地方整備局

2-1. 協議書(協議・指示等)

 国土交通省

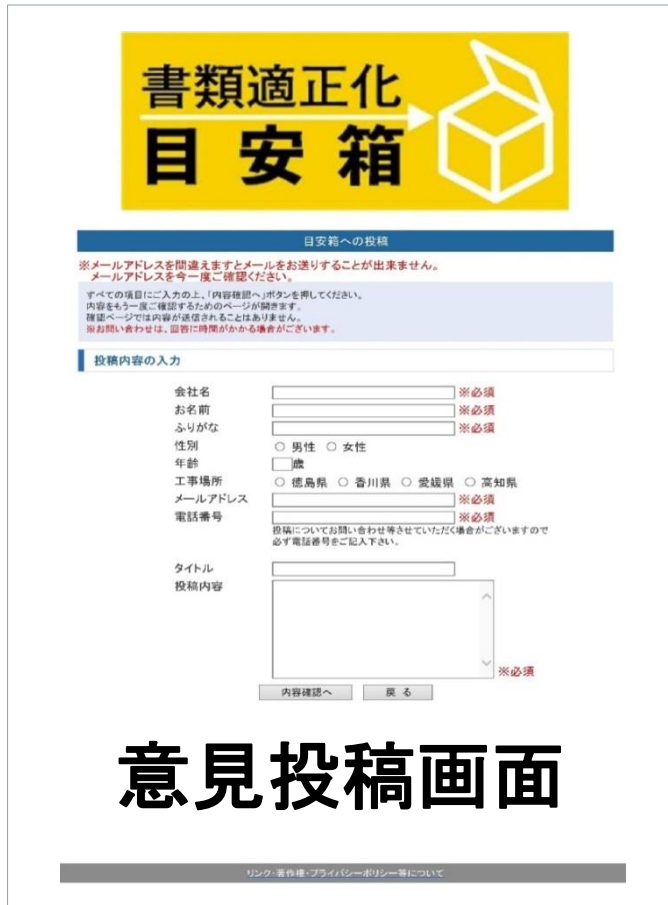
協議書だと



工事関係書類等の適正化指針(案)概要

書類適正化目安箱について

- ・四国地方整備局ホームページ上にバーナーを設置して今後も意見を募ります。
- ・工事関係書類の適正化指針(案)にはQRコード等を示し、目安箱の利用促進を図ります。
- ・得られた意見は、定期的に指針(案)への反映・更新を行い、内容の充実を図ります。



書類適正化 目安箱

目安箱への投稿

※メールアドレスを間違えますとメールをお送りすることが出来ません。
メールアドレスを今一度ご確認ください。

すべての項目にご入力の上、「内容確認へ」ボタンを押してください。
内容ももう一度確認するためのページが開きます。
確認ページでは内容が修正されることはありません。
※お問い合わせは、回答に時間がかかる場合がございます。

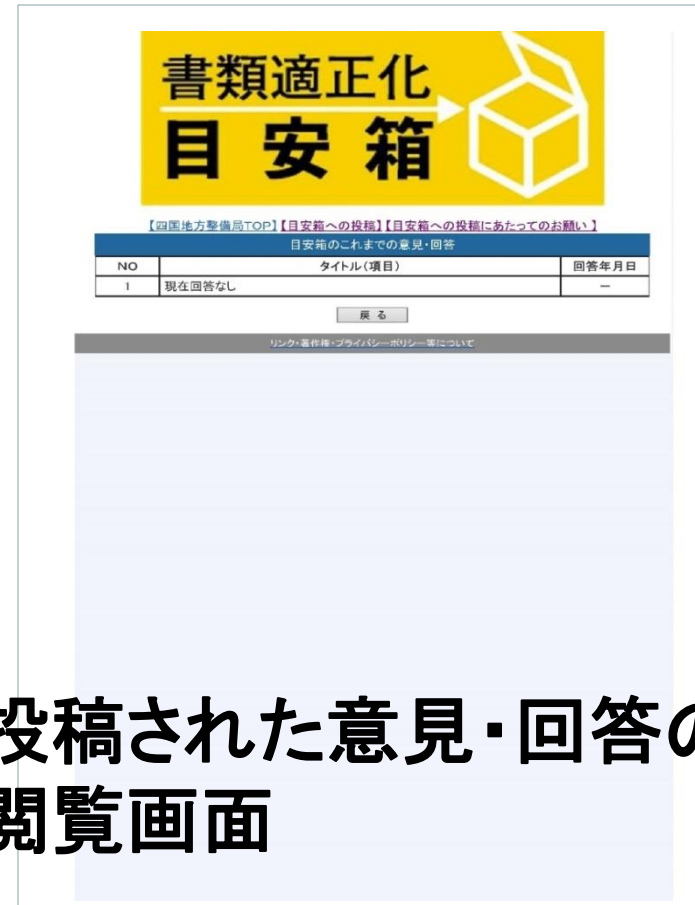
投稿内容の入力

会社名 ※必須
お名前 ※必須
ふりがな ※必須
性別 ☐ 男性 ☐ 女性
年齢 歳
工事場所 ☐ 徳島県 ☐ 香川県 ☐ 愛媛県 ☐ 高知県
メールアドレス ※必須
電話番号 ※必須
タイトル
投稿内容 ※必須

内容確認へ 戻る

リンク・著作権・プライバシーポリシー等について

意見投稿画面



書類適正化 目安箱

【四国地方整備局TOP】【目安箱への投稿】【目安箱への投稿にあたってのお願い】

目安箱のこれまでの意見・回答

NO	タイトル(項目)	回答年月日
1	現在回答なし	—

戻る

リンク・著作権・プライバシーポリシー等について

投稿された意見・回答の 閲覧画面

**四国の社会資本整備にご尽力いただき
ありがとうございます。**
